

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 2 5 . 2 定 )</b>			
日 時	平成 2 5 年 6 月 2 0 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、鈴木副委員長、秋元・吹田・川畑・酒井・上野・ 林下・新谷各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました高橋でございます。もとより微力ではございますけれども、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はじめ、市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には鈴木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、新谷委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○川畑委員

○国民健康保険事業特別会計の繰入れについて

それでは、早速、国民健康保険事業特別会計の繰入れについて質問させていただきます。

私は、本会議の代表質問で、国保特会の繰入額は独自分として法定外繰入額が国保料の低減に影響しますが、本市の法定外繰入額の230円は、ほかの都市の平均額と比較しても20分の1の状況なので、これを何とか引き上げることはできないのかという質問をしました。これに対して医療保険部長は、法定分の繰入れを合わせた総額では、札幌市、旭川市、帯広市に次いで4番目の繰入額になるという答弁をされました。それは少ない法定外繰入額を隠したような答弁というか、私はそのような感じに受け止めたわけです。

それで、質問趣旨にかみ合わない答弁で、本市の法定外繰入れは、道内主要10都市の中で9番目だというふうには捉えていまして、10番目は室蘭市のゼロとなります。道内10主要都市の法定外繰入額の平均が4,806円になっているので、それに近づけるように要求したいと思いますが、それについて答弁をいただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

一般会計の繰入金との関係でございますが、そのうち法定外繰入れにつきましては、政策的判断や財政状況などによりまして、各自治体が独自に判断して繰入れをするものでございます。市長から答弁申し上げましたとおり、一般会計から法定外の繰入れをすることにつきましては、国保加入者以外の方にも間接的に負担となるということ、また、厳しい一般会計の状況を見ますと難しい状況ですので、そのように考えてございます。

○川畑委員

本会議では、介護納付金分がある所得200万円、給与収入311万7,000円の夫婦と子供2人の4人世帯のモデルケースを使って質問したところ、保険料が前年度と比較して2万1,390円増えていて、この保険料が所得に占める割合は23.9パーセントということで、相当高いと思うのですが、これについてはどう考えていますか。

○（医療保険）国保年金課長

ただいまのモデルケースの保険料でございますけれども、私どもも決して安い保険料とは考えてございません。保険料額が上がっていく原因といたしましては、後期高齢者支援金と介護納付金が年々増加している状況の中で、国保加入者の医療費分を下げたとしても、その上がった分を吸収できない状況が続いてございますので、保険料としては相対的に上げざるを得ない状況になってございます。

○川畑委員

少し質問が前後したかもしれませんが、一般会計から国保特会への法定繰入れについては総務省で毎年の繰出し基準が定められていて、それに基づく経費のほとんどが地方交付税で措置されるというふうに伺っているのですが、本会議では、市の独自分である法定外の繰入れと法定分の繰入れを合算した答弁をもらったので、これでは非常に混乱を招くことになってしまうと思うのです。

それで、改めて23.9パーセントに及ぶ所得に占める保険料の負担が大きいことについて聞いたのですけれども、ちなみにもう一つ聞きたいのですが、平成23年度で法定繰入額と交付税の措置額がどのような状況になっているか聞かせてもらえますか。

○（医療保険）国保年金課長

平成23年度の一般会計からの繰入金でございますけれども、合計額が12億6,126万円で、都道府県の負担分がありますので、その分を引きますと、約7億4,400万円が一般財源ということになります。このうち約7億円が普通交付税ということで措置をされております。

○川畑委員

今の答弁でわかったのは、交付税措置額が95パーセントぐらゐを占めることで、その負担が法定繰入額でいけばぐっと小さいわけですから、その意味では法定外の繰入れを市が独自に頑張ってもらっていただくことが国保料引下げに貢献するのではないかと思います。私はそのことを要求しますけれども、それらについてはどうしてもできない状況なのか、申しわけないですけれども、もう一度聞かせてください。

○医療保険部長

一般会計の繰入金の件でございまして、今、国保年金課長から申し上げましたとおり、確かに交付税の措置の部分では約7億4,400万円のところ、約7億円が交付税措置されていますが、残り約4,500万円か4,600万円ぐらゐは一般財源で持たざるを得ないということと、一度繰り出すと、財政が厳しくなったのでやめますとか、半分にしますということになると、今度は次の年に保険料が大幅に上がってしまうこともありますので、一度繰入れをしますと継続的にやっていく必要がある部分からも、やはり一般会計に与える、財政に与える影響はちょっと厳しいということもございまして、私どもとしては、今の時点で繰入れをするというのは非常に難しいということでの答弁をさせていただいているところでございます。

○川畑委員

この点では、まだいろいろ意見があるのですが、時間の関係もありますので、次の質問に移りたいと思います。

◎国保の一部負担金減免について

国保の一部負担金減免について伺います。

小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領が平成23年6月に設置されています。本取扱いが施行された後、この要領に該当して適用された例がどの程度あるのか、聞かせていただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

取扱要領設置後の適用件数でございまして、相談は数件ありましたが、適用となった実績はございません。

○川畑委員

この要領が設置されたときに我が党は、取扱いに当たって減免の対象や認定基準などのハードルが高いのではないかと質問をしてきたところ。また、それにあわせて今、小樽市内の四つの病院で無料・低額診療事業をやっておられるのですが、その対象が外来・入院となっていることから、一部負担金の減免の対象を入院に限定すべきではないのではないかと主張をしてきているのです。現在、検討中と伺っておりますが、検討するきっかけとなったのはどういう動機なのか、聞かせていただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

一部負担金の減免の関係でございますけれども、平成23年6月に取扱要領を設置したときの考え方といたしまして、まずは国の基準に沿った形でスタートいたしまして、状況を見て見直すべきところがあれば見直していくということで始めております。一定期間経過いたしまして、該当となった実績がないということがありましたので、適用範囲の拡大が必要と考えております。そのため、今、取扱要領の見直しの作業を進めているということでございます。また、御指摘のとおり、見直しが必要との議会議論もございましたので、他市の状況などを調査しながら、今、検討を進めているところでございます。

○川畑委員

今の一部負担金の関係で、検討されている内容など、どういう点を検討しているのか、答えられるのであればお願いしたいと思います。

また、いつごろをめどに検討していこうとしているのか、それもあわせて聞かせていただけますでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

具体的な内容につきましては、今、検討中でございますけれども、例えば現在は入院療養費のみを対象としておりますけれども、これを外来分などにも広げるということや、減免の認定基準につきましては、現在は直近の収入月額が生保基準額以下となった場合に限定しておりますけれども、生保基準額に、例えば非課税世帯の高額療養費の自己負担額3万5,400円を加えるなどの範囲を広げていくことを考えてございます。時期につきましては、遅くとも平成25年度内には要領を改正するというところで考えてございます。

○川畑委員

平成25年度内ということなので、どういう内容になるのか、わかり次第知らせていただきたいと思います。

◎生活保護システム改修等経費について

次に、生活保護システム改修等経費について質問をさせていただきます。

政府は、年金よりも生活保護支給費が高いとして、生活保護基準額を本年8月から3年間で670億円引き下げることと決定しました。厚生労働省が物価下落を理由として減額の根拠とした消費者物価指数はパソコンやテレビなどの電気製品、これらの価格破壊が大きく影響していたのですが、実際に生活保護を受ける面の生活扶助費で賄われる食料品やトイレトペーパーあるいは光熱費が上昇しているということで、受給者の生活実態と合わないという状況が生まれていると思うのです。

生活保護基準の改定で生活扶助費が下げられて、受給者の暮らしはさらに困難になってしまうわけですから、非常に問題だと思うのですけれども、新しい基準は算出方法が複雑だということで、代表質問では一つのモデルケースで扶助費の減額の実態を伺いました。それからいくと、モデルケースの場合、本年8月から6,000円くらい下がり、来年4月からはその倍の約1万2,000円、平成27年には約1万8,000円と大幅に引き下がるわけです。生活保護システム改修等経費の補正予算の計上については、支給基準が複雑になるということでシステムが対応できないために改修するということですが、保護基準の改定によって変更になる部分あるいは生活扶助が大きく変わるということですが、提出していただいた資料に基づいてその辺の特徴的な点を説明していただけますか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護基準改定の主な内容でございますけれども、主なポイントが三つあると思います。

最初に、食費などの個人的経費として年齢別に設定されています第1類費、光熱費など世帯単位の経費として世帯人員別に設置されております第2類費、これらにつきましては平成20年度の基準額①と見直し後の27年度の基準を基準額②という形で、二つの基準が設けられております。

次に、第1類費に対します逓減率についてでありますけれども、現在ですと4人世帯ですと0.95、5人世帯以上ですと0.9と設定されているのですが、これについては2人世帯から逓減率が適用されるということでございます。

また、期末一時扶助につきましても、従来であれば人数を出して、1人当たり1万2,900円を人数倍していたものが、これについてもスケールメリットが導入されたということでございます。

次に、三つ目ですけれども、27年度まで3年間をかけて段階的に均等に改定するということを実施することから、25年度におきましては、基準①に基準②と基準①の差の3分の1を足した額を25年度の基準額とするため、算定方法が非常に複雑になっております。具体的な算定方法については、資料の下に記載させていただいておりますけれども、このように複雑になっているということでございます。

#### ○川畑委員

今の説明を聞いても、この表を見ても、なかなかわかりにくいところだと思うのですが、要するに通減率が大きく変わる、それから第1類での基準額が変わっていく、そして期末一時扶助費も大きく変わって下がるという捉え方でよろしいですか。

#### ○(福祉)生活支援第1課長

そのとおりでございます。

#### ○川畑委員

これだけ大幅な改正となれば、手作業処理はほとんど難しいだろうと思うのです。私も生活保護の相談を受ければ、こういう表を見て説明するにもなかなか説明しづらいというか、しにくい点があるのです。これまでのシステムを改修しなければならないことは理解できますけれども、システムを改修することは、実務担当者がこれまでと同じように対応できるという事務負担の軽減になるのだろうと思うので、そのこと自体はいいのですが、本会議での発言を繰り返しませんけれども、我が党は、生活保護基準額の引下げは、受給者だけでなく生活保護基準を参照にしているほかの制度にも大きな影響を与えるものですから、それを改悪することを認めるわけにはいきません。そういう立場から生活保護システム改修等の経費については、補正予算に計上することには反対するということを表明しておきたいと思えます。

#### ◎本庁舎のバリアフリー化について

次に、本庁舎のバリアフリー化について伺います。

本庁舎は、昭和8年に建築されて80年ぐらいたってしまして、小樽市指定歴史的建造物に指定されている歴史のある庁舎ですけれども、古い建物だけに歩行に不自由な方や車椅子の方などの障害者にとっては利用しにくい状況があると思えます。

その点で、特に車椅子などで障害者が一人で市役所に来られて諸手続することが大切ですが、弱者にとって利便性が得られることは、もちろん全ての市民にも利便性が通じることになるわけですから、その点で幾つかの問題があるので、その点について改善してもらうように申し入れたいと思えます。

一つは、歩行困難な高齢者や車椅子利用者が庁舎に入る場合に、駐車場を経由してこなければならないのですが、歩行者の通路が確保されていないという問題があるのです。まず、この点の対応や対処としてどういうことが可能なのか、検討していただいていますか。

#### ○(総務)総務課長

駐車場から入ってくる身体障害者の方等の経路についての御質問ですけれども、いかんせん建物が古いということと傾斜地に庁舎が建っているということで、スロープ状態になっているところが多数あるかと思えます。これについては私どもも何らかの方法をとということでいろいろな検討はしているのですが、現状では抜本的な対応策がないというのが現状かというふうに思っております。

#### ○川畑委員

私はこの点の問題を二つほど感じるのですが、一つは、車椅子利用者などがハイヤーや自家用車で送られてきて、入り口の一番近いところまで車が入れるような態勢が必要であろうと思うのです。それで、今、考えられるのは、

別館 1 階の入り口あたりに車が入れるような態勢ができないものかと、そういうふうを考えているのですけれども、それらについて改良するような見込みはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

別館 1 階の図書館側の入り口ということになるかと思いますが、あそここのところも駐車場から入るときにはスロープになっていて、その部分を確保しながら車が入る部分をつくることになると、向こうに立派な木が生えておりまして、あれをとらなければならないということと、それなりに車の幅をとることを考えますと、向こうにある花壇の大部分を潰さなければならないことになること、あと駐車スペースも潰さなければならないという状況になるかと思いますが、現状では少し難しいのではないかというふうに思っております。

○川畑委員

◎庁舎への身障者用トイレの設置について

入り口の細かい話になると、また新たに議論していかなくてはならないと思うのですが、もう一つ課題があって、高齢者や車椅子利用者にとって大切なのは、トイレの問題だと思うのです。トイレは本館の 1 階にもありますが、あそこも階段になってなかなか上がりにくいという難点があります。そして、車椅子の場合、車椅子用のトイレは別館の地下に 1 か所と消防庁舎に 1 か所しかないのです。これを増やすことはできないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

難しいというお返事ばかりで大変恐縮なのですが、現状で身障者用のトイレをつくるようになりますと、やはりそれなりのスペースが必要になります。例えば、別館 1 階に身障者用のトイレをつくるようになりますと、男子用のトイレを一つ潰すとか、そういうような形をとらないと難しいだろうというふうに考えておりますので、大変申しわけないのですが、現状では難しいかというふうに思っております。

○川畑委員

特にこれから選挙もあるので、期日前投票に相当の方が来られると思うのです。特に別館 3 階には毎日のようにびっしり来られる傾向があるので、そういう意味では、今ある消防庁舎のトイレをどういうふうにご利用するのか、その辺を含めて検討していただきたいと思います。そのことをお願いして、質問を終わります。

○（総務）総務課長

消防庁舎も含めてということでお話いただきまして、今、消防庁舎は 2 階といますか、消防庁舎の入り口の横にあるのですけれども、本庁舎から消防庁舎に行くには、押しドアといますか、自動ドアになっていないという問題点も確かにあるかと思いますが、ただ、いずれにしましても、身障用トイレのスペースの確保ということになりますと、先ほど申し上げましたとおり、少し難しいところもございますので、あとは消防庁舎のところをどういうふうに使えるかというところについてはちょっと考えさせていただきたいと、このように思います。

○新谷委員

◎子ども・子育て会議について

条例案で提案されています小樽市子ども・子育て会議についてお聞きします

子ども・子育て会議の設置は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づいておりますけれども、義務規定ではありません。提案する理由についてお聞きします。

○（福祉）子育て支援課長

子ども・子育て会議の設置に関して義務規定ではないが提案する理由ということでございますけれども、子ども・子育て会議の役割といたしまして、市町村の事業計画づくりでありますとか、施設の利用定員の設定に関する事などが規定されているところでございます。このような計画づくりに当たって、子ども・子育て支援法第 61 条の中

で、子ども・子育て会議が設置されている場合は会議の意見を聞く、若しくは会議を設けていない場合は子育ての当事者等の意見を聞くことが必要とされておりまして、子ども・子育て会議の設置を行うことが合理的であるというふうに判断しているところでございます。

**○新谷委員**

この会議でニーズ調査を行うというふうに聞いていますけれども、どのような項目で対象者をどこまで設定するのか、お示してください。

**○（福祉）子育て支援課長**

今、申しあげました市町村の事業計画の前段にニーズ調査を行うということで、国から示されております。現在、国にも子ども・子育て会議が設置されておりまして、その中でこのニーズ調査の調査票の案について協議検討されている最中でございます。確定ではありませんけれども、現時点で示されている内容を見ますと、国の調査票のたたき台では、子供と家族の状況、保護者の就労状況、子供の教育・保育の利用状況、子供の子育て支援の利用状況、土日の教育・保育の利用状況、子供が病気の際の対応、子供の一時預かりの状況、小学生の放課後の過ごし方、職場における育児休業などの両立支援策、そういったものが主な項目として示されているところでございます。

また、この調査の対象でございますけれども、今、申しあげたようなアンケートの項目でございますので、就学前の子供及び小学生の子供を持つ保護者が対象となるものであります。

**○新谷委員**

今、対象者は就学前と小学生の保護者ということでしたけれども、潜在的に保育所待機者もおります。ですので、その対象者をより広くしてニーズ調査を行っていただきたいと思っております。小樽市は、平成26年度まで次世代育成支援行動計画でニーズ調査を行って、小樽市子育てプランを策定しておりますが、これとの違いや、これまでの次世代育成プランは今後どうなるのか、お示してください。

**○（福祉）子育て支援課長**

現行の次世代育成支援行動計画との違いについてでございますけれども、これはこの法及び国の策定指針に基づいて行動計画をつくっているものでございます。内容的には、各種保育サービス、子育て支援事業のほか、子供や母親の健康、食育、思春期の保健、小児医療、信頼される学校づくり、子供をめぐる生活環境や居住環境、子供の安全、心の育成など約120の事業項目がございます。庁内においては8部局、22課の事業となっているところでございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画でございますが、これについても細部については、今、国でこの計画の作成指針を含めた基本指針についての検討が進められておりまして、確定ではございませんけれども、必須の事項として幼児等の教育・保育の利用定員、その提供体制、また実施時期ということになっております。また、任意のものとして、産後の休業や育児休業後の施設利用に関する事項、雇用環境の整備に関する施策等の連携に関する事項というふうに示されておりまして、今後、より具体的なものが示されてくるものと思っております。

次に、次世代育成支援行動計画の今後の扱いの関係でございますけれども、先般6月7日に国において少子化対策会議が開催されております。その際に示されている資料における記載につきましては、次世代育成支援対策推進法の延長・強化の検討ということで、「延長・強化を検討する」というくだりがございます。現時点ではその具体的内容についてはまだ示されておりませんので、今後、示されてくるものというふうに認識しているところでございます。

**○新谷委員**

今、お聞きしましたら、今度のニーズ調査は次世代育成プランの調査よりも狭められているような気がしますが、次世代育成プランも延長・強化するということですから、これが合わさって子育て支援が続けられるというふうに考えてよろしいのですか。

○(福祉) 子育て支援課長

国の資料で示されておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、延長・強化の検討という内容なものですから、どういう具体になるかは、はっきりはしておりません。ただ、次世代育成対策推進法は地方公共団体のほかに事業主の行動計画などもございますので、そういったものを含めてどうなるかということで、私どもとしては関心を持っているところでございます。

○新谷委員

小樽市が施設の利用定員設定をするときには、子ども・子育て会議の意見を聞かなければなりません。国の子ども・子育て会議の権限はうたわれているのですけれども、小樽市の場合の子ども・子育て会議の権限はどうなるのでしょうか。

○(福祉) 子育て支援課長

今回、設置をいたします地域版の子ども・子育て会議と市の事業とのかかわりについてでございますが、子ども・子育て支援法第77条の中でこの会議の役割といたしまして、教育・保育施設の利用定員の設定、また地域型保育事業の利用定員の設定、今後、策定を行っていきます支援事業計画の策定若しくは変更、子育て支援の施策の調査審議というふうに定められております。こういった内容について御意見をいただくと同時に、こうした事項に関する御審議をいただくことになると思います。そうしたものを踏まえて、市としては市の事業のあり方ですとか、そういったものを検討していくということになるかというふうに認識しております。

○新谷委員

まだ、国から詳細なものが示されていないということで先ほどお聞きしましたが、私たちもこの条例については反対しませんが、条例案が議決されたらすぐ発足するわけでしょう。そうしたら、うまく軌道に乗っていくのかという心配が少しあるのですけれども、その辺はいかがですか。

○(福祉) 子育て支援課長

子ども・子育て支援法をはじめといたしまして、新制度への移行につきましては、国におきましては法律で骨格を作成しております、細部にわたっては国の子ども・子育て会議の検討などを経て政省令で定める、そういう流れになっております。今、かかわってきます当面するニーズ調査でありますとか、計画の作成指針の関係ですとか、そういったものについては、今年の夏ごろをめどに国で審議をし、自治体に示す予定というふうに伺っているところでございます。

○新谷委員

ですから、小樽市で設置するこの会議は、国のいろいろな方針というか、そういうものが示されるまでどのような仕事をするようになるのですか。

○(福祉) 子育て支援課長

確かに、国が今言っておりますのは何月までということではないものですから、先ほどのような表現になっておりますけれども、国としては新制度移行に当たって、このほかの準備も今後出てくると思いますけれども、基本的に国で審議している事項は、内閣府が統括をしております、そういったものの会議がありますと、内閣府のホームページに示されております。国の考え方としては、そうした資料を基に国の検討段階にあっても市町村においては事前準備を進めてほしいということになっておりますので、そうした考え方に沿って私どもも地方版の会議が行われる前に、そうした十分な準備を行っていきたいというように考えているところでございます。

○新谷委員

子ども・子育て会議の委員は20名以内となっておりますが、公募は考えていますか。

○(福祉) 子育て支援課長

公募については、一部の委員を公募したいと思っております。条例の中で関係団体等を規定しているところでご



ざいまして、そのほかに子ども・子育て支援法の対象となります子供を持つ保護者を対象として公募を行いたいというふうに考えております。

**○新谷委員**

それは何人程度ですか。それから第 2 条第 2 項（6）に市長が必要と認める者というふうにあるのですが、これはどういう方を指すのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

その公募の関係につきましては、幼稚園、保育所等の利用者ということになると思いますので、二、三名程度というふうに考えているところでございます。

また、市長が必要と認める場合についてでございますけれども、条例においては既にその子育て関係の事業者などの規定をしておりますので、直接的な事業者等ではなくて、そうした子育て支援事業に携わっている、例えばボランティア活動などをなさっている方々を想定しているところでございます。

**○新谷委員**

第 2 条第 2 項（4）には、子育て支援に関する事業に従事する者とありますけれども、これは認可外保育所も含めて対象にしますか。

**○（福祉）子育て支援課長**

これまで本市におきましては、認可保育所を補っていただくということで、そういう役割を果たしてきていただいております認可外保育施設の方も全ての施設とはなりませんけれども、そういった事業を行っている方も入っていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○新谷委員**

先ほど若干触れましたけれども、この公募の関係ですけれども、幼稚園・保育所の保護者だけではなく、潜在的に保育所待機者もいるのです。自分の入れたいところに入れられないから仕事になかなかつけないということもあります。ですから、ぜひ幼稚園や保育所の保護者以外にも公募して委員として会議に入って意見を述べたいという人もいますので、そういう人たちも対象にしていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

先ほど施設の利用者というふうに例を挙げて申しましたけれども、この支援事業計画におきましては、そうした施設の利用の関係もございしますが、一方で子育て支援事業ということもありますので、そうした内容を踏まえて直接施設に属さない方々も対象になるというふうに考えてはおります。

**○新谷委員**

よろしく申し上げます。

条例案では、子ども・子育て会議の任期は 2 年としておりますけれども、法律の第 1 条には、市町村は 5 年を 1 期として事業計画を定めるというふうになっています。では、その 2 期目以降の方々はどのようなことをするのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

先ほども少し御答弁させていただきましたけれども、子ども・子育て支援法第 77 条の関係で施設等の利用定員の設定の関係でありますとか、子育て支援に関する施策の実施状況の調査審議ということの内容とされております。今後策定をしていきます事業計画につきましても、子育て支援の施策でありますので、こういったものも含めて実施状況などを御審議いただく、そのように考えております。

**○新谷委員**

5 年の事業計画は、次世代育成プランのように年次ごとに点検、報告又は公表する予定ですか。

## ○（福祉）子育て支援課長

基本的には、そのような流れで進めていくというふうに考えております。

## ○新谷委員

子ども・子育て支援法に関連しては、もう少し詳しく聞こうと思ったのですが、時間になりましたのでまた別な機会で聞きたいと思います。

## ◎子宮頸がんワクチンの取組について

最後に、子宮頸がんワクチンの取組について、若干聞きたいと思います。

昨日の一般質問でもありました。それで、たまたま今日のテレビ報道で副反応の発症率が大変高いということで、インフルエンザが2.3、ポリオが5.3、日本脳炎25.7、子宮頸がんワクチンは41.3というふうに報道されていたのですけれども、国の調査の結果はどうなのか。また、副反応の発症にはどのようなものがあるのか。

それから、小樽市では2件の発症例があったというのですけれども、じんましんと「しっしん」という答弁がありました。が、「しっしん」というのは、かゆい湿疹なのかと思ったのですが、そこら辺がちょっとわかりませんでしたので、改めて説明をお願いいたします。

## ○（保健所）山谷主幹

まず、副反応報告についてでございますが、子宮頸がんワクチンには2種類ございまして、二つのウイルスの感染を防ぐワクチンと、四つのウイルスの感染を防ぐものがございまして、一つずつ答弁させていただきます。

まず、二つのウイルスの感染を防ぐ2価ワクチンは、販売から平成25年3月31日までに国の報告によりますと、695万7,386回接種されておりまして、副反応につきましては医療機関や販売業者から1,705件の報告があり、そのうち医師が重篤としたものにつきましては301件です。この301件については、100万回接種当たり発生率が43.3件となっております。

それから、どのような副反応の内容が報告されているかということについてですが、いろいろと副反応は報告されておりますけれども、そのうち多かったものについて申し上げますと、2価ワクチンで重篤とされたもののうち、最も多かったのは発熱が60件、次に多かったものとしては神経系の障害で、意識レベルが低下した、けいれんがあった、めまいがあった、そういったものが55件となっております。ほかに、ショックや過敏症などのアレルギー性の障害として50件、四肢、両手両足の痛み、筋肉痛、筋力低下など、こういったものの筋骨格系の障害は52件が報告されているというところでございます。

次に、四つのウイルスを予防するワクチンについては、これも販売から本年3月31日までで延べ168万8,761回接種されており、このうち医療機関、販売業者から263件の報告がありました。この中で医師が重篤としたものが56件ございまして、100万回の接種当たりで見ると33.2件です。この内容でございますが、こちらのワクチンで最も多かったのは神経系統ということで、意識レベルの低下などといったものが16件、次に多かったものはショックや過敏症などのアレルギー性障害が7件、発熱が5件という状況になってございます。

本市で確認しております2例の副反応報告については、1例は予防接種の直後に失神発作を起こした例でございまして、これはすぐ横になっていただき、すぐに容体が回復しております。2例目につきましては、接種の翌日にじんましんが起こったけれども、翌日には回復したということで、いずれの例もすぐよくなられておられるというところでございます。

## ○新谷委員

今、国の報告と小樽市の事例をお聞きしまして、低くてよかったと思う反面、きちんと報告されているのかなという疑問も起きておりますが、この報告体制はどのようになっているのか。また、国は今までどんどんワクチンを受けてくださいという啓発活動をしてきました。チラシなどをまちで配るということもありましたが、小樽市としてはこれまでの啓発をどうしてきたか。また、こういう事例が多く起きたわけで、ワクチンの副反応としてはすご

く高い比率だと思っているのですけれども、今後、小樽市としては、このワクチンに対しての啓発活動をどのようにしていくのか、お示してください。

○（保健所）山谷主幹

ただいま質問のごさいました副反応報告の体制でございますが、これにつきましては医師から厚生労働省に直接報告することが義務づけられておりますので、直接、国に報告が行くことになっております。また、それらにつきましては、都道府県を介して市町村にも情報が還元されることになってございます。

次に、これまでの啓発活動でございますが、今年度より定期接種となり、小学校 6 年生から高校 1 年生までの方を対象に接種することになりました。今年度は新しい対象者の方、小学校 6 年生、中学校 1 年生に対しまして、個別に接種の案内をしているところでした。

今後につきましては、所長から御答弁いたします。

○保健所長

今回の厚生労働省からの通知もございましたので、迅速に新しく接種対象となった方々に対しては、注意喚起をするリーフレットを送ったところでございます。

今後のことにつきましては、定期接種化された予防接種でございますので、国の判断を待って、その結果を迅速に市民の方々に伝えたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

今、1 人ずつにリーフレットを送ったということでお聞きしました。そもそもこの子宮頸がんワクチンの定期接種、公費負担ということは大変よかったですのですけれども、これだけ副反応の症状が出ているということは、これが本当に適正に、きちんと検証されて取り組まれたのかというあたりは非常に疑問に思いますので、この辺は小樽市ではどうしようもないことですが、国においてきちんと検証してもらおうということで、意見を上げていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○鈴木委員

私は、代表質問の中でももう少し聞きたいと思いましたがところを中心に質問していきたいと思えます。

◎給与削減と財政への影響について

初めに、地方交付税といいますか、本日の新聞にも出ておりましたが、市職労に提案している 1 パーセントの給与削減が決裂したということでしたけれども、その経緯や結果につきましては、いろいろなお考えもあるし、今ここでどうこうというお話ではありません。

それで、今回、私の代表質問で、もし交渉が決裂した場合は当市財政にどのような影響を与えるのかという問いに、およそ 7,000 万円の影響額があると。そして、既に収支均衡予算を編成しておりますので、減額しなかった場合でもすぐに本市財政に影響を及ぼすものではありませんという御答弁をされております。これは、例えば 7,000 万円があるか、ないかということあまり影響ないというふうにもとれるのですが、決裂は折り込み済みの予算ということではないと思えますけれども、額が額でございますので、この影響を及ぼすものではありませんということ、もう少し詳しく述べていただけますか。

○（財政）財政課長

今回の給与削減の部分と財政への影響額についてでございますけれども、まず国は、地方公務員の給与を 7.8 パーセント削減することを前提に地方財政計画を策定いたしまして、それに伴う地方交付税の削減を行っているところでございます。本市におきましても、その交付税の削減を勘案いたしまして当初予算では収支均衡予算を編成して

おりますので、そういった意味では今回給与削減があるか、ないかということで、例えばすぐに歳入の不足が生じるとか、歳出予算に不足を来すという部分での影響がすぐには起きないという趣旨の答弁でございました。

○鈴木委員

そうしますと、もしこれが成立していたら、7,000万円は何かに使える予算としてできたという考えでよろしいのですね。

○（財政）財政課長

当初予算の段階で約12億円の財源不足が生じておりまして、7,000万円というのは全会計の話でございますので、一般会計になりますとこの内数という形になりますが、考え方といたしましては、約12億円の財源不足額が削減を図れたという形になろうかと思えます。

○鈴木委員

それはそれで理解しましたので、次の質問に移ります。

◎労務単価見直しの影響について

労務単価の見直しの影響ということで質問いたしました。今回の特例措置で本市としてはどういう影響があるのかということについて、市長部局で3工事、病院局で1件あり、市長部局発注の影響額が約300万円で4.5パーセントの増加という答弁を得ております。

それで、市長部局では桜1号線側溝改良工事、銭函石山沢川改良工事などという答弁でありましたが、などのもの一つはどこの工事になりますか。

○（財政）契約管財課長

もう一本は、勝納ふ頭岸壁前面泊地埋没対策工事でございます。

○鈴木委員

この約300万円というのが市長部局発注工事3件でございまして、小樽市立病院統合新築建築主体その2工事に関しましては述べられていないのですが、まずこの工事内容と、これについてはどうするのかを聞かせていただけますか。

○（経営管理）松木主幹

まず、小樽市立病院統合新築建築主体その2工事の内容につきましては、建築主体工事の発注の際に分離をして別途発注をすることとしておりました手術室内装のパネル工事、気送管工事、放射線を遮蔽するためのシールド工事、エントランスキャノピー工事、そして一部造成の工事を加えまして、本年4月22日に建築主体工事を施工してございます大林・阿部共同企業体に、税込み額3億2,970万円にて契約したという工事の内容でございます。

そして、今回のその工事について労務単価の特例措置につきましては、5月20日に施工者でございます大林・阿部JVに変更の協議の請求ができる旨を通知いたしまして、昨日6月19日に共同企業体から協議の請求があったところでございます。現在、労務単価によります算定を行っておりまして、算定後、市長部局の審査を受けて、設計変更等の手続を経て請負代金の変更をしていく予定でございます。

○鈴木委員

では、これから協議して金額が決まるということですね。

次に、労務単価の見直しということで、これは別ですけれども、スライド条項というのがあります。今、手をつけている工事について、インフレやデフレなどにより少し合わなくなったときにどうするかという協議の部分だと思っておりますけれども、通常条項、単品条項、インフレ条項、これについていろいろな条項があるのですけれども、それについて簡略で結構ですから説明願えますか。

○（財政）契約管財課長

まず、一般的にインフレスライド条項は、契約書約款第25条の賃金又は物価の変動に基づく請負代金等の変更と

いう条項の中でうたっております。1 番目としまして、一般的にスライド条項と呼ばれているものにつきましては、工期が12か月以上の工事でそれ以降の増額分が1.5パーセント以上という規定になってございまして、その超える部分について請負代金の変更ができるという条項が一つです。

もう一つは、単品スライド条項といいまして、工期等に関係なく特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じたときに請負代金の変更ができるという条項です。

次に、インフレスライド条項というものがございまして、これは本当に予期することができない特別な事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金が著しく不適當になったときは請負代金の変更ができるという、大きくこの三つの内容になっています。

#### ○鈴木委員

今回の代表質問で、どうしてこの項目を取り上げたのかといいますと、市中の建設関連の方から、受注はしたのだけれども今の労務費や資材の高騰等で、このインフレスライド条項に当たるぐらいの大変な思いをしているので、そういうことを市に言っていきたいと思っていますということをお聞きのです。対象となる工事をはっきり言うと今回の新市立病院の工事なのですが、例えば、業者のそういう考えで市が協議を求められたときに、どういう対応をするかということをお聞きしたいと思っております。

#### ○経営管理部鎌田副参事

新市立病院の工事におけるスライド条項の考え方についてでございますが、過去のスライド条項の適用例を見ますと、一つは北京オリンピックの際の鉄材の高騰に伴って単品スライドを導入した。最近では、東日本大震災後の影響で、被災地3県に対しスライド条項の適用がありました。こういったケースでは、国も多くの工事を発注しているものですから、まず国としましてスライド条項を適用するかどうか、あるいは具体的にどういう内容にするかということが示されまして、それを踏まえて都道府県や市町村が同様の扱いをするという形になっています。施工者からの協議の申出についても、基本的にはこれらの状況を見ながら行われると思われまして、新市立病院の施工者から協議の申出がありましたら、病院局としましては、その時点での国や北海道などの考え方、あるいは動きを見ながら適切に対応したいと考えておりますし、これらに関連する相談が寄せられましたら、その時点での考え方を説明するなどの対応をしていきたいというふうに考えてございます。

#### ○鈴木委員

そのように対応するという事で理解しておきますので、よろしく申し上げます。

#### ◎観光施策について

次に、観光施策についてですが、今年度はタイやアジア圏からの誘致に力を入れるとのことですが、具体的な方策についてお知らせくださいという質問に対しまして、丁寧に答えていただいたのですけれども、このほか今年度は台湾、香港、中国などに向けたプロモーション活動を展開していくということでもあります。台湾、香港、中国、この中で本当に台湾、そして特に香港ですけれども、かなりの観光客が小樽の観光に戻ってきていただいています。ところが中国というのは、いろいろな問題もありましてなかなか難しい面もあるのですけれども、このプロモーション活動の具体的な内容を聞かせていただけますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

質問のございました外国人観光客の具体的な事業、施策でありますけれども、まず台湾については、観光協会と連携して、先月、台湾からの人気ブロガー、ブログを書く有名な方2名を小樽に招聘しまして、小樽市内を案内等々により小樽の記事を書いてもらったところであります。

次に、香港につきましては、今月末に現地において日本への旅行に興味があるという香港在住の方を対象にした観光説明会を予定しております。それにあわせて、現地の旅行エージェントを訪問し、小樽への集客を依頼することを予定しております。

また、今、申し上げました台湾から小樽に来ていただいたブロッガーの方を香港にお呼びしまして、小樽で体験したいいろいろなことを向こうの言葉と申しますか、生で話していただくことを予定しております。

また、中国については、今年度は昨年度に引き続いて、これまで友好関係を築いてきた上海ゴルフ協会と連携したゴルフ大会をこの秋に開催する予定としております。

**○鈴木委員**

いろいろな活動をされているなどと思って安心しております。

それで、タイについてはということで、今回直行便が就航したこともあり、タイにも当市からそういった形のアプローチをするという話も聞いていましたけれども、そういう具体的なお話はございますか。

**○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹**

タイについては、代表質問で市長からも答弁させていただきましたけれども、具体的には今年度の事業といたしまして7月にタイの旅行雑誌社を招聘します。また、8月にはタイ・バンコクの現地においてPRキャンペーンをします。この二つの事業は、ともに札幌市と一緒に、札幌・小樽ということで連携して行う事業を予定しております。また、11月にはタイの旅行エージェントを小樽に招聘するという事業も考えており、大きく三つほどの事業を予定しております。

**○鈴木委員**

観光施策については、できるだけ多くの外国人観光客を呼んでいただけるように頑張りたいと思います。

**◎クルーズ客船誘致について**

続きまして、クルーズ客船誘致についてお聞きします。

クルーズ客船誘致について当市の経済波及効果は幾らですかという質問の御答弁は、平成24年度で約2億円になりますということです。私は、1隻当たり1,000万円から3,000万円と幅が広いということが函館市の報道のときに書いてありましたので、当市としては1隻当たりどのぐらいなのかという質問も含めたつもりですけれども、何隻入って2億円になりますか。

**○（産業港湾）港湾室主幹**

ただいまの御質問の何隻入って2億円かということにつきましては、平成24年度はクルーズ客船20隻の入港ということでの2億円と試算しております。

**○鈴木委員**

20隻で2億円ということですから、平均で1,000万円ですね。あの報道等に3,000万円とか書かれていますので、小樽での1隻当たりの経済波及効果がずいぶん少ないというふうにもとられかねないのですが、今、約2億円ということですが、この経済波及効果をもっと高めていくための施策については、何か当市ではお考えでしょうか。

**○（産業港湾）港湾室主幹**

御指摘のように、最近、クルーズ客船の寄港が増えているということで、それに対応するため、この4月に小樽港クルーズ推進協議会を設立しております。これまでクルーズ客船の誘致などにつきましては、小樽港貿易振興協議会、通称OPSと申しますが、そこで誘致、受入れ態勢を整えてまいりましたが、今後につきましては、観光宣伝など一層充実強化することを目的に新組織を立ち上げております。乗船客1人当たりの消費額を上げるための取組といたしましては、クルーズ客船の乗船客に対して、市内をはじめ北後志などの観光地を回っていただくために、現在、観光プランを作成中でありまして、今後、作成できましたら旅行代理店などに売り込んでまいりたいと考えております。また、現在、乗船客の下船後の観光ルートあるいはそこでの消費額などを把握するため、アンケート調査を実施してありまして、今度の取組に生かしてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

クルーズ客船の誘致については、答弁の中で市長みずから鶴保国土交通省副大臣に対して岸壁整備等に関する支援を要請したということがあります。御苦労様です。

市長はそういう形で要請していますけれども、やはり大事なのは事務方同士と申しますか、そういうところできに予算がある程度とれるかという内々の話などがあると思うのです。そういう事務方の動きとしては今どういうことをされているか、お聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

第3号ふ頭の岸壁整備に向けました事務方の取組という御質問でございますけれども、事務レベルにおきましては北海道開発局との事業調整会議という会議の場で、小樽港のクルーズ客船の寄港実績や今後の見込み、またクルーズ客船誘致における第3号ふ頭の優位性を説明しながら整備の必要性を訴えてきているところでございます。現在、この岸壁整備に向けて北海道開発局と事務レベルでも調整している状況でございます。

○鈴木委員

今後とも頑張ってくださいと思います。やはりトップとしてそういう要請はしても、実際にこういう形で必要だとか、こういうことをやってほしいというのは事務レベルになりますので、そちらのほうをしっかりとやっていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

◎物流港としてのロシア極東貿易について

次に、物流港としてのロシア極東貿易ということで質問をしました。御答弁は、北海道北極海航路調査研究会の動向を見てということですが、極端に言えば、私はロシア、サハリンが絶対的にこれをしてくださいという話ではなくて、新港湾計画の中でクルーズ客船は本当に花形で脚光を浴びておりますが、物流としての小樽港をどうするのかという話がなかなか出てこないの、例えばロシア貿易はどうでしょうかとか、ほかの地区との取引はいかがですかということをメニューとして出しているのです。そのたびに、なかなか反応が悪いので、物流をどうお考えかということをお聞かせいただきたいのです。

○（産業港湾）事業課長

小樽港の物流に関する御質問でございますけれども、まずもって小樽港につきましては、北海道における経済、産業を支える重要な物流拠点であるということ、また小樽市においても大きな経済効果をもたらすものとして位置づけており、物流においては本当に非常に大事に考えていきたいと思っているところでございます。ただ、現状といたしましては、近年はいろいろと小樽港を取り巻く環境が厳しい状況にございまして、貨物も伸び悩んでいる状況にございます。

そういったこともございまして、今度の港湾計画改訂に向けても、今後、小樽港の物流をどのように考えていったらいいかということで小樽港湾振興会をお願いして、何人か港湾関係者を推薦していただいて、市と一緒に小樽港研究会というのを今、立ち上げてございます。その研究会の場で小樽港の主要貨物でございますフェリーやコンテナ、穀物、そしてロシア貿易貨物、こういったものについて個別に現状分析したり、また今後の可能性を今、探っているところでございます。いずれにしても、物流というのは本当に小樽港にとって大事なものとして考えてございまして、これら主要貨物を中心に今後ともしっかりと貨物量を堅持し、また少しでも伸ばせるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員

小樽港の物流に関して倉庫業者や港の関係の方は、物流にはもうあまり光を当ててもらえないというニュアンスを受けているようなので、今、おっしゃったように、その分野の方にもこういった形でしっかりと伸ばしていくとか、展望があるということをお聞かせいただきながら、一緒にやっていただきたいと思っております。

◎「小樽の水」について

「小樽の水」のことであります。他都市では採算割れしてやめたり、商業用の飲料水に押されて下火になっているということで、大丈夫ですかという思いも込めて、やはりもう少し採算性をとるとか、販路を拡大して頑張りたいということでお聞きしたのですが、返ってきた答弁が、小樽の観光PRのためで、商業用としての販路拡大にはなじまないというお考えです。全く食い違ってしまうのですが、あくまでもPR用品とするのが「小樽の水」というものの扱いなのでしょうか。というのは、ずっとそういう形でやっていると、必ずPRが終わったから終わろうとか、売れなくなったからやめようというふうになってしまいそうな気がするのですけれども、そのお考えをもう一度お聞かせください。

○（水道）総務課長

「小樽の水」のペットボトルは、水道創設90周年を記念して市民に水道水のおいしさを再認識してもらうとともに、小樽の観光PRを目的として製造して現在に至っております。答弁の商業用としてはなじまないという部分につきましては、あくまでも販売目的が小樽の水道水のPRということで、まずはそれを目的として行うということで、ただ、行うにしても、いわゆる宣伝ですから、なるべく経費のかからないようにということで、販路の部分でいけば、インターネットを利用する、物産展と一緒にペットボトルを持って行って売ってもらう、また製造に当たってはなるべくコストのかからないような製造法で、1回の発注単位も一番安い本数になるような発注をし、それに使っているペットボトルのラベルについても一番コストのかからない形で発注している、そういう形で経費を削減しながら、なるべくこの「小樽の水」をPRしたいということで、これまで取り組んできているということなので、これについては今後もそういった形で行っていきたいという考えでございます。

○鈴木委員

ということは、もし民間でこの「小樽の水」というラベルを使わせてもらって、どんどん販路を広げていきたいということがあったら、払い下げるといふか、そういうお考えもあるということですか。PRになればいいということですか。

○（水道）総務課長

水道水を使ったペットボトルの販売方法を民間等が行っているという事例については、現在、水道局としてはそういう事実を把握してございませんので、そういったものが他の自治体で行われているかどうかという部分については、今後、調査をしたいというふうに考えてございます。

○副市長

ちょっとかみ合っていないようなので、私から答弁いたしますが、「小樽の水」は、確かに今、ぎりぎりの採算でやっております。商業ベースに乗せるとしても、ロットがあまりにも小さすぎて商業ベースには乗らないということでPRを目的にやっております。広く普及されるというのであれば、もちろんそのベースに乗って水の量が間に合うのであればやっていくのが本来の姿かと思っておりますので、今後もそういう話があればどんどん持っていきたいと思っておりますので、そういうことで御了承願いたいと思っております。

---

○上野委員

◎風力発電について

まず、風力発電について質問させていただきます。

小樽の銭函地区に風力発電を建設するという構想というか、要望があってからたぶん10年ぐらいたっていると思うのですが、なかなか実現に至ってはいないわけですが、現在、多数の業者、4社ほどだっと思っておりますけれども、参入をしているいろいろと計画を立てているようでございます。そこで何点かお聞きしたいのですが、まず1点目は、先般、洋上風力について石狩湾新港内での洋上の区域設定の部分について、総務常任委員会で、漁業協同組合の反対があってなかなか前に進んでいないような状況の説明があったと思うのですが、



その後、その部分に関してはどのようになったか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいま御質問にあった洋上風力の港湾計画の変更についてですけれども、委員のおっしゃったとおり、石狩湾漁業協同組合の同意が得られなかったということで、本年 1 月に開催された地方港湾審議会に議題としないで計画を見送ったという経過がございます。その後、同意が得られなかった石狩湾漁業協同組合に再度説明を行ってきた結果、5 月 16 日付けで同意が得られたということで管理組合から聞いてございます。この同意が得られたことから、中断していた港湾計画の変更については今後進めていくということで聞いてございます。

○上野委員

同意を得られたということですので、洋上風力に向けて一步前に進んだという印象を受けたのですが、そうなりますと、洋上風力を実際に行うに当たって、今後どのようなスケジュールというか、手続の課題があるのか、お聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

今後の課題ですが、まず港湾計画上の設定をこれからしていくということですが、その中で区域を設定した後には、事業者を公募しようという考えがございます。その公募で事業者が決定されれば、その事業者によって環境アセスメントを行いまして、影響がないということであれば、現実に建設されるという形になるかと思えます。

○上野委員

あの場所は石狩市と小樽市にまたがっている海の上ですけれども、これは北野議員からも以前質問があったのですけれども、その設定された部分の小樽市側と石狩市側という区域をどのように分けていくかというのがこれからの課題になると思うのです。小樽市としてもその区域のつけ方によって、全体的な部分のどういう割合が小樽市側になるかはわかりませんが、積極的に協議をしていかなければならないと思うのですが、その点について今後どのようにお考えか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

行政界の設定ということだと思うのですが、実際にまだ事務手続というのは、石狩市と協議を行っている状況ではございません。風力発電の担当部局とは、今後、必要な時期が来ましたら設定をしなければならないという話をしている状況でございます。ただ、洋上風力の事業者につきましては、本数ができるだけ多い形というのが望ましいと考えているものですから、区域の場所によってどちらが多い少ないということはあるかもしれませんが、最大限風車が建つという考えをされていると思いますので、行政界の区域の設定につきましては、石狩市と協議をしながら決めていきたいというふうにご考えてございます。

○上野委員

小樽の地元への今後のメリットも大きいと思いますので、ぜひとも取り組んでいただければと思います。

もう一点、銭函風力開発株式会社が当初から計画をしている部分について、現状でどのような形になっているかをお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの銭函風力開発株式会社の計画でございますけれども、昨年、自主アセスメントが終わっていたのですが、本アセスメントの風力発電が対象になったということで、今、経過措置で再調査を行っている状況でございます。猛禽類の冬期間の調査、外来種の植物の評価の記載をし直すというようなことを、今、行っておりまして、事業者の希望としては、来年 1 月をめどにアセスメントを終了しまして、平成 26 年度には事業に着手したいということで聞いてございます。

○上野委員

ということは、来年には建設をしていきたいという希望を持っているということですね。小樽市としてもぜひと

もこの風力発電につきましては、今、原発問題もありますし、電力問題が非常にナイーブな部分になっている中で、銭函地区には今、企業誘致をしていこうという機運も高まっている中で、ぜひともこういう電力が安定して供給されるような施設ができるというのは小樽にとっても非常にプラスですので、本当にぜひ平成26年度には着工されるように、ぜひとも御努力をお願いしたいと思います。

#### ◎事務事業評価について

次に、事務事業評価について、代表質問でも質問がありましたけれども、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、平成25年第1回定例会の予算特別委員会でもお尋ねしたのですが、昨年度行われました事務事業評価の公表について、どのような形で公表されていくのか、いつごろ公表されていくのかという質問をさせていただいたのですが、その後、公表についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

公表につきましては検討を続けてきたのですが、最終的には各事業の目的や必要性、現状や課題、こういった部分の理解を深めていただけるように公表を今後していく予定で考えているところでございます。

#### ○上野委員

その公表は、議員だけではなく一般市民に対しても、何らかの形で公表されていくような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

公表について現在想定しているのは、ホームページ、こういったものを活用しながら、広く見られるような形で公表していきたいと考えているところでございます。

#### ○上野委員

もう一点、代表質問の中では、平成26年度から本格的に行政評価をやっていくという強い御決意の答弁がありましたが、当然、25年度もやっていくという話も伺っておりますので、24年度の評価について、大まかで結構でございますけれども、どのような検証をされて、25年度に向けてどのようなところに力点を入れてやっていくのか、お考えがあればお聞かせください。

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年度は試行という形で実施しまして、その中の課題としましては、例えば評価調書の構成、こういったものが少し足りなかったかという部分もございますし、対象事業の選定の仕方というあたりの有効性が、事業数134ということでやりましたけれども、その数が多いのか少ないのかという部分もございます。さらには、いろいろ検討しながら進めたわけでございますけれども、評価の作業が数年ぶりということもありまして、どうしても遅れがちになってしまったということがございましたので、予算編成に当たってのスケジュール管理をどういうふうにしていくのかというあたりを25年度、もう一度検証しながら評価指標の確立を図っていきたいという考えでいるところでございます。

#### ○上野委員

事務事業評価ですけれども、今回はやはり大きなところは予算に大きく反映することができなかったというのがたぶん一番の要因かなと私自身は思っています。平成25年度、26年度に向けて本当にやったことが検証されて、それが次の予算に向けて、事業に向けて、正確に反映されて、それが一般市民の皆様方にも納得いただけるような事業をしているという、そういう検証にもなりますので、ぜひとも進めていただければと思います。

#### ◎市内の小・中学校の入学式、卒業式について

次に、本年度の市内の小・中学校の入学式、卒業式に関して質問させていただきます。

以前にも質問させていただいたのですが、これまで小・中学校の入学式、卒業式に関しましては、しっかりとした儀式、儀礼であることを重視して、国旗の掲揚の仕方、国歌の歌い方、そしてステージをきちんと使った

儀式のあり方というものを御提案させていただいていたのですけれども、その際の御答弁では、今年度に関しましては、教育委員会としても現場に足を運んでしっかりと取組をしていくという答弁をいただいたのですけれども、その結果、今年に関しましては、どのような結果になったのか、お聞かせいただければと思います。

#### ○（教育）指導室主幹

3月の卒業式及び4月に行われた入学式の状況についてでありますけれども、まず会場については卒業式、入学式ともに全ての学校においてステージ形式での卒業式、入学式となりました。

次に、国旗の掲揚についてであります。卒業式、入学式ともに全ての学校で正面掲揚又は三脚にて掲揚されております。

また、会場の放送機器の活用についてでございますが、卒業式、入学式ともに全ての学校において体育館の放送機器を活用して行われました。

最後に、児童・生徒の国歌斉唱についてであります。卒業式においては、全ての学校において、おおむね又はしっかり歌っていたとの報告を受けております。入学式においては、中学校で2校があまり歌っていなかったとの報告がありましたけれども、ほかの学校は全て、おおむね又はしっかり歌っていたとの報告を受けております。

#### ○上野委員

今の御答弁を聞きますと、大変前進したことを実感するわけでありまして、やはりこの儀式、儀礼というのは、国旗も国歌もそうですが、日本人としての誇りを子供のころからしっかり感じていただく、そして伝統を重んじていただくという意味では大切なことで、これだけできたことは私としても大変すばらしいと思うのです。このように今まで長年にわたってなかなかできなかったことが、今回このような形で大きく前進したその要因はどのようなところがあったのか、お聞かせください。

#### ○（教育）指導室長

昨年の第2回と第4回の定例会におきまして、上野議員から御質問いただきまして、教育長から学習指導要領における儀式的行事のあり方については、市内いずれの学校においても同様のものが行われることが重要である旨の考えを示したところでございます。これは市民から、やはり国旗・国歌の指導や儀式的行事以外にも例えば教科の指導や、ほかの教育活動についてもきちんとやっていただきたいと。また、そういうものの願いを受けたもの一つであるというふうに捉えて、校長会と教育委員会が一体となって進めてきたというのが大きなことかと思っております。その際、本年1月10日に事務連絡という形で、市内いずれの学校においても同様の儀式的行事が行われることが望ましいということで、形式を示したものを各学校に配付をしながら、指導してきたところがやはりひとつ大きな要因かというふうには思っております。

#### ○上野委員

大変心強い御答弁をいただきまして、私といたしましても、やはり教育委員会と現場の教員との距離が非常に縮まったのかなと、ここ数年の中で。同じ意思疎通を、共通目的を持ったり、意識を共有したり、そういう取組がなされた結果が一つここに現れていると思います。入学式、卒業式の儀式・儀礼だけではなくて、学校の教育の部分においても、今、教育長をはじめ取り組んでおられますので、それが本当に現場の教員に伝わる一つのきずなが築かれてきていると認識しております。ぜひとも、これをきっかけに、この学校の学力の部分、そして学校の生活の部分等も、これからさらに変化をしていただきますよう、本当に心から応援したいと思いますので、よろしくお願い致します。

#### ◎新校舎の防災設備の対策について

最後に、新校舎の防災設備等の対策について質問をさせていただきます。

こちらも以前質問させていただいたのですけれども、今度、手宮地区の統合小学校が新しくできるわけでありまして、市長は安全・安心ということを掲げて、今年度も重点を置いていらっしゃるけれども、新校舎の中で避

難場所としての防災の設備等あるいはそういう取組について、どのように進展したかお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

手宮地区の統合小学校につきましては、屋内運動場の設計において避難所となりますことを念頭に、器具庫などに余裕を持たせてございます。現時点では防災担当と相談しまして防災備蓄資材の収納を考えております。また、屋内運動場の建設が始まります平成27年度夏までには間仕切りや電気工事などの細部につきまして引き続き検討できますので、防災担当や学校などとよく相談して詰めてまいりたいと考えてございます。

○上野委員

かなりいろいろ取り組まれている部分があると思うのですが、防災の部分としては、そのほかにも非常電力などいろいろあると思うのですが、また被災された方が、そこに何日か、長ければ長いほどよくはないのですが、1か月、2か月にわたり生活せざるを得ない場合に、やはりプライバシーの問題も出てくるわけです。そこに対しましてカーテンなのか何なのかかわからないのですが、間仕切り等もある程度想定する必要があると思うのですが、その部分に関しては、今、手宮地区の統合小学校でそういう形で防災にも取り組んでいるということですが、今後、緑小学校も新築されることとなりますので、そこに向けてもどのような取組をお考えなのか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

山手地区の統合小学校の件ですけれども、今年度基本設計に入っております。今後、同様に防災担当や学校などと十分に相談しまして、検討してまいりたいと考えてございます。

○（総務）沢田主幹

先ほどの手宮地区の統合小学校の件で教育委員会から答弁がありましたが、その部分で防災担当からも一言述べさせていただきます。

先ほど資材庫があるということで備蓄品の配備や間仕切りも配備できると、またクラブハウスというか、ミーティングルームもあるということで、ここを利用して身障者の方々のプライバシー保護などを守れると考えております。

また、非常電源について先ほど教育委員会から答弁がありましたけれども、建設時までには発電機の設置などを考えた中で、教育委員会と協議していきたいと考えております。

○上野委員

非常に御検討されていることがわかりましたので、ぜひとも取り組んでいただいて、学校としても、あるいは避難場所としてもしっかりしたものになるように、どうぞよろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

今回の代表質問にかかわって質問させていただきます。

### ◎生活困窮者自立支援モデル事業について

初めに、生活困窮者自立支援モデル事業に関連してですが、これまでも市では生活保護受給者等に対して自立就労支援を行ってきたと思いますけれども、平成23年度はハローワークと連携しての事業だということで、23年度は10人、24年度は100人が就労したということでしたが、まず就労された方の人数が大幅に増えた理由というのは、どのようなものなのでしょうか。

#### ○（福祉）生活支援第2課長

この事業については、「福祉から就労」支援事業という名称でハローワークが実施してまして、市との連携によって行うものでございます。それで、市からハローワークに支援要請をして、この事業にのるわけですが、この数が平成24年度は飛躍的に増えています。具体的に申しますと、23年度は要請件数が15件で、15件中10人の就労でしたが、24年度は128件中100人ということで、飛躍的に増えたことが原因になっているところであります。

#### ○秋元委員

就労支援をハローワークと連携して行っていくということで、人選と言ったらちょっと申しわけないのかもしれませんが、対象になる方を選んでいるその基準というのはどのようなものなのでしょうか。

#### ○（福祉）生活支援第2課長

この事業は非常にきめ細かい支援ということですので、やはり就労意欲があって、就労阻害要因が比較的なくて、就労が期待できる人を選定しているところであります。

#### ○秋元委員

課題については、資格や学歴がネックとなって就労が困難な場合ですとか、例えば人間関係の問題で離職するケースがあるように伺いましたが、離職後のケアはどのように行われているのでしょうか。

#### ○（福祉）生活支援第2課長

離職した方については、特に体調や就労の阻害要因がなければ再度求職活動をしていただくことになります。その際には、離職した原因などを分析しながら今後同じことを繰り返さないように、そういったことも考慮しながら、就労相談、就労支援を行っているところであります。

#### ○秋元委員

例えばいろいろな問題があって、例を挙げますと、介護の職についた方がいろいろな状況があって離職した場合には、理由にもよるのでしょうか、同じような仕事につくというようなケースはあるのですか。

#### ○（福祉）生活支援第2課長

委員がおっしゃったように、やはり離職した理由にもよるのですが、例えばこれが職場の人間関係などという環境による理由でしたら同じ仕事にまたつくことも、違う会社であれば可能かと思えます。ただ、本人が介護の仕事はそもそも向かないということであれば、また違う職種なども本人の希望を聞きながら考慮して相談支援しているところであります。

#### ○秋元委員

そこで、今回、市独自の就労支援の人数も伺ったのですが、相談人数や就労人数を延べ人数で報告いただいたのですが、これが延べ人数となっている理由と伺いますか、私としては実数で集計していただかなければ効果として分析するに当たってどうなのかなと思ったのですが、延べ人数で集計している理由というのはどういふものなのでしょうか。

#### ○（福祉）生活支援第2課長

この数字は就労支援員が相談を受けた数ということで拾っていますので、実際にどれだけの業務をこなしているかという数字から拾っているのです、どうしても延べ人数になってしまいます。実際には、就労してすぐ離職して、また就労ということを繰り返している方がいますが、どうしても延べでしか数字が出せないといったこととござい

ます。

#### ○秋元委員

私としては、以前にもお話しさせていただいたのですけれども、一人一人に対応していくというのは本当に時間も、ましてや対応する人という部分でも、いろいろと問題があると思うのですが、将来的にはそういうサポートが必要になってくるのではないかなということ、今回、国のモデル事業に参加されないのですかという質問をさせていただいたのです。ただ、今回、市長答弁の中では、連絡が来るのが少し遅かったという部分もあり、そういう部分で体制などの問題もあったかと思うのですけれども、将来にわたって、私は、生活保護を受けている方だけではなくて、やはり生活困窮者と呼ばれる方々一人一人に対応できる事業が、パーソナルサポートという形で今はいろいろなまちで行われていますので、そういう事業が小樽市でもできないものかということ、これまで質問してきたのですが、将来こういう課題を乗り越えながらパーソナルサポートのような事業を行っていくという考え方というのは現時点でありますでしょうか。

#### ○（福祉）生活支援第 2 課長

国で生活保護に至る前の困窮者の時点から、要は生活保護にならないように支援していくという考え方というのは、生活保護を減らすためにも非常に重要な考え方であるとは思っております。ただ、現実問題としてこれをやるとなると、今、生活支援課では生活保護受給者を対象にしている業務をやっているわけですが、生活保護受給者以外の困窮者ということで、また新たな窓口の設置やそのための人員配置ということで、やはりハードルはかなり高いものがございます。福祉部だけではなく、就労が絡むほかの部署との関係も出てきますので、ハードルは高いものではあります、やはりこういったものは必要であるという気持ちはありますので、市長答弁でもありましたけれども、今後、検討していきたいということでございます。

#### ○秋元委員

この事業につきましては、将来的に国としても行っていくという考えが示されておりましたので、小樽市の課題も踏まえながら、ぜひこういう事業に参加できるようにお願いしたいと思います。

#### ◎ふるさと教育に対する考え方について

続きまして、まちづくりの観点について質問します。

初めに、教育委員会関連で教育に関連して伺いたいのですけれども、今回、学校での小樽市の歴史や景観についての学習機会について質問させていただいたのですが、例えばふるさと教育に対する教育委員会の考え方はちょっとざっくりしておりますけれども、どのような考えを持って進めているのですか。

#### ○（教育）指導室主幹

ふるさと教育の考え方についてでございますが、ふるさと教育は学校教育推進計画にも示されておりまして、子供たちが生まれ育った小樽の歴史、伝統、文化、産業等について理解を深め、ふるさと小樽に自信と誇りを持つ教育を推進するというのがふるさと教育の大切なことであると思っております。ふるさと教育は体験的な活動を通して、まず子供たちが小樽のよさを知ること、それから、ふるさと小樽を好きになること、そしてこのまちで育ったことを誇りに思えるような教育活動を推進し、充実させることが大切であると考えております。

#### ○秋元委員

私も全く同じ考えでありまして、先ほどこの話をさせていただいているときにも若干話したのですが、やはり私自身の小樽市に対する思いや歴史、こういう部分の認識不足といいますか、非常にそういうものもありまして、実は学校の統合の件で伺ったときに、自分の子供には小樽市に住んでほしくないという話をしていた保護者がいらっしやいまして、私も非常にショックを受けました。それにはいろいろな要因があるのでしょうけれども、一つは私も含めてまだまだやはり小樽市に対する勉強不足といいますか、そういうことで誇りを持っていない子供がいるとすれば、それはしっかりと教育の場で、小・中学校の中でもいろいろな機会を通してぜひ勉強していただきたいと

というのが一つであります。今回、色内小学校や緑小学校の非常に特色的な学習方法も例として挙げていただきましたが、その学校だけの教育ではなくて、そこから派生していろいろな方面に広がっていくような教育方法といますか、それも全市的に広がるような取組をお願いしたいと思うのですけれども、その辺につきましては、どのようにお考えですか。

○（教育）指導室主幹

ふるさと教育の実践と広がりについてでございますが、ふるさと教育は先ほど申したように、小樽のことを知るという意味でも大切であり、その実践は小学校、中学校でさまざまな取組が行われております。例えば小学校は低学年の生活科の授業から自分の学校の周りを実際に歩いて、その中の自然や建物を調べて実際に地図に書くなどの学習も行っておりますし、それから社会科や総合的な学習において、防波堤づくりに尽力した広井勇氏や伊藤長右衛門氏などを取り上げた学習に取り組んでいる学校もございます。

また、中学校においては、啄木の会の会員を招いて国語科で短歌の創作を行ったり、小樽活性化プロジェクトと題して小樽の未来を商大生と一緒に考えているという取組も実際に行われております。いずれにしても、広がりということはやはり小樽の大切な教育資源をいかに活用するか、その教育資源を活用していかに教育内容を充実させるかということにつながってくるものだと思っておりますので、さらにそのような教育資源の活用というのを進めてまいりたいと思っております。

○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

歴史景観はもちろんですし、産業などももちろんですが、例えば伊藤整や石川啄木はもちろんですが、小樽市内には文学碑があります。私たちいろいろな学校に行くと、小田観螢が作詞されている校歌が結構たくさんありまして、非常に感銘を受けたことがあります。そういう文学碑や記念碑を勉強する機会は、現在どのような感じですか。そういうことを勉強する機会はありますか。

○（教育）指導室主幹

各学校の校歌で小田観螢のものが使われて、歌われているということはあるのですけれども、実際に小学校、中学校の段階で正直なところ小田観螢について調べるという特化した学習は行われておりません。

○秋元委員

石川啄木、伊藤整は有名ですが、小田観螢など地元で根づいた方々の文学碑、記念碑なども多くありますので、ぜひ今後は学習の機会にそういうものも活用して勉強していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

まず、子供たちの発達段階もございますので、その内容を社会科や総合的な学習の内容と照らし合わせて、実際にその校歌も歌われているわけですから、いろいろな場面で取り上げるということはできるかと思っておりますので、そういう部分については今後とも考えていきたいと思っております。

○秋元委員

◎八区八景の選定について

次に、八区八景の選定にかかわって質問しますが、まず、この選定による効果として、市民の景観に対する理解や意識の向上につながっているというふうに、今回、市長から伺ったのですけれども、まず意識向上の効果につながっていると言われるその理由や根拠をどのように捉えていますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

市民意識の向上についてですが、私どもで行っております八区八景めぐりや歴史的建造物めぐりの応募者数、第2ビルの公共プラザで毎年8月に実施しておりますパネル展への来場者の多さ、こういったところから市民意識の

向上につながっていると、そういうふう判断してございます。

**○秋元委員**

私は少し違う感想を持っていたのですが、実は今回、総合計画の中のお話もさせていただきまして、都市景観意識啓発事業の目標値がちょっと少ないのではないかという話をさせていただいて、実は平成30年までの目標値が180人ということで、これは歴史的建造物めぐりと八区八景めぐりの参加者数の目標値が180人ということで、非常に少ないと思ったのです。例えば、歴史的建造物めぐりが年間何回ぐらい行われているのか、また、それに参加された人数、八区八景めぐりにはどのぐらいの方が参加されているのか、また周知についてどのように行われているのか、もう一度伺いたいと思います。

**○（建設）まちづくり推進課長**

最近の5か年は、実は八景めぐりと歴史的建造物めぐりを隔年で交互に開催しております。最近3年間で言いますと、平成22年度は歴建めぐりを行っておりまして、40人の参加をいただいております。23年度は八景めぐりを行っておりまして、40人の参加でございます。昨年度、24年度は歴建めぐりで、41人の参加をいただいているところでございます。いずれも開催回数は年1回ということでございます。

また、周知方法についてでございますが、広報おたるに掲載するほか、生涯学習情報のお知らせがございまして、そちらにも掲載するようにしております。

**○秋元委員**

年1回で隔年ということで、ちょっと少ないと思うのですが、40人ぐらいが大体の参加者数ですけども、枠というのはやはり40人ぐらいと定めているのでしょうか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

これは我々職員が市民と一緒にバスに乗って、市内を回って説明して歩くというイベントでございまして、バスの関係から40人になってございます。

**○秋元委員**

年に1回しか行われないうのは、やはり予算の関係なのですか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

そんなにお金がかかる事業ではないので、予算もそんなにたくさんついているわけではないのですが、たまたま平成21年度から小樽市景観計画の策定ですとか、昨年度は広告物条例の策定などがございまして、そういったほうにちょっと業務量が割かれたという事情もございます。

**○秋元委員**

市長にも伺ったのですが、これから小樽をどういうまちにしていくのかということが一番聞きたかったところでありまして、例えば先ほどからお話しさせていただいているように、歴史的建造物の意義や意味には非常に深いものがあると感じております。もちろん景観もそうですが、その上で確かに予算面での問題もあるのでしょうか、将来的にやはり市民の意識をもっと高めていく部分では、歴史的建造物めぐりもそうですし、八区八景めぐりというのは、私の不勉強で申しわけないのですが、実は議員になるまで知りませんでした。それは私の問題なのですが、やはりもっと市民の方にすばらしい環境を理解していただくために、もちろんあの手この手でやっているといるのですが、ちょっと少なかったのかというふうに思います。この歴史的建造物、ましてや八区八景めぐりというのは、もっと回数を増やしてたくさんの方々に参加していただかなければ、年間40人というのは非常に少ないと思うのです。これから後期実施計画を策定するに当たっていろいろと考えていくと思うのですが、それに関連して、目標の設定値は過去の実績を踏まえてつくってこられたということでしたが、そもそも私は実績を踏まえて目標を設定することが少し違ったのかというふうに思います。この総合計画は中松市長の前につくられたものですが、やはり市長なり関係される方々がまちづくりをどういうふうに行っていくかという強い気持ち



の表れなのだろうと思っておりますので、後期実施計画をつくる上でこの目標の設定値の考え方を考えるべきではないかと思うのですが、これはどのように思いますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

委員のおっしゃるようなことが、やはり市内でも、お金かからないのだからもう少し増やしたらどうかという意見がございまして、後期実施計画に向かっては、より多くの市民の皆さんに参加していただけるように開催方法などについて検討していきたいと思っております。先ほど申し上げた我々の業務も落ちついてきましたので、回数を増やしていく方向で考えていきたいと思っております。

○秋元委員

お金のかかる話ばかりで申しわけないのですが、私はもっといろいろな形でお金のかからない形でできることがあるのだろうと思ひまして、以前、私が議員にならせていただいてから、ボランティアの方がついて歴史的建造物、運河周辺を回ったことがありまして、そのときも議員の方も何人かいらっしゃいましたが、ああいう取組をもっと、バスに乗って移動するというのも一つあるでしょうけれども、やはり自分の足で説明を聞きながら歩くというのも非常に重要なのかと思います。八区八景については広い範囲にわたっていますから、なかなか歩いてというのは無理でしょうけれども、歴史的建造物に限って言えば、中心部にかたまっている部分もありますから、そういうところは歩きながらみんなで感じながらというように、お金をかけないやり方ができると思うのですが、市長、そういう考えはできないのですか。市長にぜひお願いしたいのですが、いかがですか。

○市長

私も先日答弁させていただきましたように、やはり小樽のよさというのは、一つには、今、秋元委員がおっしゃるように歴史的な建造物があったり、歴史があったり、運河があったりという、そういった一方で、やはり自然のすばらしさをたくさん持っているのです。特に私は、八区八景はもちろんでありますけれども、例えば天狗山からの夜景のすばらしさなども同様に感じているところでございます。ですから、これは市民の皆さんはもちろんでありますけれども、観光客、これだけ多くの観光客の皆さんが小樽においでくださるわけですから、そういうような歴史的な建物であるとか、あるいは自然をめぐって歩くというか、再認識していただくといったことはもっと必要だと思いますし、そういったことについての取組については前向きに考えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○秋元委員

◎歴史的建造物について

次の質問に移りますけれども、歴史的建造物は、現在、市の指定を受けて歴史的建造物になっておりますけれども、そもその指定の目的、なぜ歴史的建造物を市として指定したのか、また、そのことによる市民のメリット、小樽市としてのメリットにはどういうものがありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

指定の目的でございますが、小樽の歴史と文化を伝える歴史的建造物と景観地区を保全いたしまして、その歴史的景観を後世に伝えることにより、小樽らしい個性的なまちづくりをすることが目的でございます。

もう一つ、市民のメリットといたしましては、市民共有の財産である小樽らしいまち並み景観の保全によりまして、まちへの愛着や誇りを持つ、あるいは保つことができるだろうというふうに考えてございます。

小樽市のメリットでございますが、指定によりまして市民共有の財産を守ることができるということ、そして観光資源などとして活用することにより、小樽らしさを国内外にアピールすることができますので、これらにより小樽らしいまちづくりを進めていくことができるということなどが考えられると思ひます。

○秋元委員

今回の質問の中で老朽化に伴って解体された件数を伺いましたら、2件解体されたということでしたが、それ以

外に解体されたものがありますか。また、それに伴って指定解除されたものがありましたら、理由と件数、あと歴史的建造物の銘板といいますか、金属でできたものが表示されていると思うのですけれども、その扱いはどのようにされているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

まず、指定解除につきましては、文化財といいますと、例えば小樽市の文化財保護条例に基づく市文化財や登録有形文化財になったものが2件、指定が外されております。

また、不幸なことに火災に遭いまして登録が外れたものが1件ございます。それと、中央通の拡幅により指定が外れたものが1件、老朽化等により指定が解除されたものが2件ございます。

次に、銘板につきましては、指定が解除されたときに小樽市に返していただくことになってございます。

○秋元委員

番号がついていたと思うのですけれども、指定解除された場合については欠番のままでいっているということになるのですね。わかりました。

歴史的建造物の状況調査ですけれども、これまでに71棟が指定されてきたということですが、歴史的建造物の状況調査を市としてどのようにされているのか。指定して、所有者から相談があるまでそのようなままで、ほっておいていると言ったら言い方が悪いですけれども、そのような状況調査はどのようにされていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

所有者がかわるという情報は常に把握するようにしておりますし、歴史的建造物には説明看板がありまして、傷んだ状況などについては確認してございます。そして、歴史的建造物めぐりなどの場合にも事前に調査を行って、こういうルートで見学をやるというときに、これらを行うときに建物についても目視ですけれども、確認は行っているところでございます。ただ、これまで本格的に外観や内部の状況調査ということは、小樽市としては実施していない状況でございます。

○秋元委員

一つは、外観もそうですが、内部の維持ができなくて解体に至ってしまうという話を以前他市で伺ったことがあります。内部の維持というのは非常に難しいものがあると思うのですが、実際に、小樽市の中で歴史的建造物の内部の改装などもこれまではされてきたと思うのですが、そういうことに伴って歴史的価値の喪失といいますか、それについて市としてはどのように考えますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

内部の価値の喪失という意味合いの質問かと思えますけれども、小樽市の条例の考え方といたしましては、やはり外部を保全していただくというのが一番大事なことかと、市民共通の財産ということでまち並み等そういうものを形成している建物の外部を中心に助成等をさせていただいている状況でございます。ただし、内部につきましても、建物本体にかかわるような構造部につきましては、市長も答弁しておりましたけれども、相談に乗れる場合もございまして、そういう場合はぜひ御相談いただきたいと思っております。

○秋元委員

先ほどの調査もかかわってくるのですが、実名を出すと問題なのでしょうけれども、例えば歴史的建造物が集積されているような場所に民間の方が所有されている建物で活用されていないものがありまして、元銀行や元ホテルだったような建物がそのままあるということで、民間の所有者ですから、市で勝手にどうこうということはできないのでしょうか、まちづくりという観点での所有者との協議や将来にわたっての話し合いをこれまでされてきたのか、また今後、その点についてはどういうふうと考えていらっしゃいますか。

○（建設）まちづくり推進課長

指定歴史的建造物と申しましても、実は民間所有のものが大変多くて、市からこうなさいああなさいと突っ

込んで話すことはなかなか難しい状況がございます。ただ、建物の所有者がかわった場合などには変更届を出していただきますので、そういう場合や、マスコミが取材したいというような場合など、そういう機会があるごとに所有者の方と話をさせていただいて、そのときに一緒に今後の活用方法など、そういうのをどのように考えていますかということになるべく聞くように心がけているところでございます。

○秋元委員

私としては、市としてのまちづくりの考えが第6次総合計画の実施計画として出てきたときに、やはり民間の方々ともまちづくりの話をぜひやっていただきたいと思うのです。所有者がかわった場合という話をされていましたが、大きなものですから、そんなに頻繁に所有者がかわることもないでしょうから、まちづくりにとっての利活用というふうに考えれば、非常に後ろ向きなのかというふうに思うのです。

そういう部分に関連して、今の運河プラザはもともと民間の方が所有されていたものですが、過去に民間の方からたしか2億円ぐらいで譲り受けたというような経緯があるのですが、このときの背景といたしますか、そういうものというのは、どのような背景で小樽市が譲り受けるような形になったのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽市史などをいろいろと調べてみましたけれども、実は昭和51年に小樽倉庫を北海道開拓の村へ移転するという話が起きまして、それでちょうどそのあたりに運河論争が、まだやっているときだと思いますけれども、景観意識が非常に市内で高まっているときでございまして、そのようなこともありまして、小樽市といたしましては、旧小樽倉庫につきましては、歴史性や意匠、景観保全の状態など、非常にいい状態でございましたので、そういう意味で建築学的にも高い評価を受ける建物であるということ、買った後に進められることになるのですが、小樽運河周辺整備計画を進める上でどうしても必要である。核になる建物であるということ、もう一つは市の歴史的建造物保全の姿勢を示すために必要であるということ、購入の少し後になりますけれども、景観条例を施行しておりますので、そういった意味もあったと思われます。もう一つは、この建物が運河地区の再開発あるいは活性化という意味では一つの中心的なポイントになるであろうと、そういうような議論があつて購入に至ったものというふうに考えてございます。

○秋元委員

たしか2億円ぐらいだったと思うのですが、2億円の根拠はどのようなものだったのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

細かい根拠はわかりませんが、買取価格といたしましては、土地が1億5,900万円、建物が7,000万円、合計で2億2,900万円になってございます。

○秋元委員

取得をされてから、これまでにかかった維持・管理などの経費はわかりますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

申しわけございませんが、把握してございません。

○秋元委員

歴史的建造物は、維持・管理に非常にお金がかかると思っているのですが、現況を考えると、そのときにまちとして取得されたということは本当に現在の小樽の観光にも大きな役割を果たしているわけですから、よかつたとは思いますが、それこそ先ほど来言っているように、今後の小樽市のことを考えると、歴史的建造物も含めたまちづくりのことをしっかり考えていただきたいと思います。もし万が一、今後、歴史的建造物を小樽市にぜひ買い受けてほしい、引き取っていただきたいという話があつた場合、市としては、もちろん物件にもよるのかもしれませんが、どのようなことを念頭に置いて考えていくのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

やはり旧小樽倉庫を購入したときのようにそれなりの理由が必要だと思います。建物の存在というか、歴史性や意匠など、本当にその地区のシンボルになっているかどうかという部分、あとは小樽市にとって本当に必要であるのかという議論を経て検討していく必要があるのかと思っております。

○秋元委員

歴史的建造物等保全推進事業の平成21年度から25年度までの執行率を伺いましたら、61パーセントで3,083万円であったということでしたが、まず年度ごとの件数と費用がどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

平成21年度に執行したのはゼロ件でございます。22年度に助成を執行しましたのが1件200万円、23年度が3件500万円、24年度が4件415万円、25年度はまだ途中ですけれども、今のところ1件で63万円となっております。

○秋元委員

この事業の補助を受ける選定の方法といいますか、流れはどういうふうになるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

助成の流れでございますけれども、大体の方は前年度に補修を予定しているという相談に見えられます。相談に見えられてから、その翌年度の予算をつくっていくわけですけれども、当年度になりましたら、新たに詳細な見積書等を出していただいて、我々と相談しながら助成額を決めていくこととなります。正式に申請をしていただいた後に助成額を正式に決定して、工事を始めていくことになっております。

○秋元委員

これで見ると大体5年間、年間1,000万円ぐらいの予算だと思うのですが、希望者や相談の方が多い場合の対応というのは、例えば平成21年度はゼロ件でしたけれども、5人も6人も相談に来て、その見積りが予算を超えてしまうようなことがあった場合の考え方はどういうふうに考えているのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

基本的には予算をつくるときにそういった情報を把握して予算をつくっておりますので、あまりそういう事例はないのですが、本当に台風などが急にきて屋根が飛びましたというようなことについては、それほど大きな額を今までは経験してございませんので、今のところ当初予算の中でおさまっているという状況でございます。

○秋元委員

私としては5年間で5,000万円というのは非常に少ないと思ったのですが、今回、市長も助成率とか限度額の見直しは考えていないということだったので、例えば予算を増やした場合に相談に乗れる件数は増えないのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに相談に乗れる件数は増えていくのかもしれませんが、ただ我々が額を増やしても、実際に歴史的建造物を持っていらっしゃる所有者の方が直すかどうかということが基本になってございますので、そちらの計画がやはり優先されると思っておりますので、前年度なりに皆さんに聞き取りをして、それで予算を確定していくという方法が一番いいというふうには考えてございます。

○秋元委員

私としては少し違うのですが、あまり使われていないということが、本当に補修する、改修する必要があるものなのか、それとも所有者の方が、費用が多額になるためになかなか踏み切れないという理由なのか、どちらかだと思うのです。この5年間を見ても、平成23年度の3件、500万円が一番多い金額なので、もしその限度額がもっと多ければ、もう少し増えるのかなというふうにも考えます。実際に、この5年間の予算の中で約2,000万円が余るといいますか、予算で予定していた5,000万円より少ないわけです。そういうことを考えればもっと積極的に修復

の相談や話を所有者とできるというふうに思うので、そういうことも含めてこの制度の見直しといいますか、まちづくりの考え方も含めて、この制度が本当に当初の理念に合わせて、だんだん財政の状況も含めて減る中で、これで歴史的建造物、小樽のまちづくりの景観も含めて守られていくのかということをご考慮して考えていただきたいと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

委員の御指摘も踏まえまして、我々もやはり所有者あつての歴史的建造物の保全、所有者あつての小樽のまち並み保全ですので、いろいろ情報収集して所有者と一緒に保全していくように頑張っていきたいと思えます。

○秋元委員

◎北運河周辺の駐車について

最後に 1 点お聞きしますが、今回、旧日本郵船株式会社小樽支店の景観の話をしていただきまして、市長からは一般的な道路の問題の話を通して伺ったのですけれども、これからツアーみたいなものを計画されるという話もありましたので、たぶん北運河周辺のそういうものも出てくるのではないかと思います。そういうことを考えると、やはりあの周辺の、もちろん仕事をされている方がいますから、その辺も考えないといけないでしょうけれども、小樽市の観光は地方から来られる方のリピーター率が多いということを見ると、あのクルーズ船に乗って北運河の端まで来て歴史を感じていただいて、最後に北運河で旧日本郵船を見てもらったときに、車がたくさんとまっていて全く写真も撮れないという状況を私も何回も見ていますので、それは小樽市として何らかのことを考えていかないと、リピーター率もきっと将来的に下がっていくのではないかなと思います、そこだけを見ると。ということを見ると、駐車禁止にしたほうがいいのかどうかというのは、私はなかなかすぐには言えませんけれども、ただ時間で区切るとか、看板を立てるとか、いろいろなことを考えられるし、考えていかなければいけないと思うので、最後にこの 1 点についての答弁をいただいて終わりたいと思えます。

○生活環境部長

本会議でも市長から答弁ございましたけれども、まだ正式に警察当局とは話していませんが、本会議での御質問の趣旨を十分に警察に伝えた中で、協議してみたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

私も代表質問の中から質問をしたいと思えます。

◎国の政策に係る市財政への影響について

まず、財政問題についてですが、景気を回復させて小樽経済が少しでもいい方向になる、そして税収が上がったり賃金が上がったり、そういうことに期待にしているというのは、誰も変わらないことだと思っております。特に地方交付税の削減が小樽市の財政に与える影響という部分では、市長からも国の給与削減方針あるいは地方交付税の削減方針、そして経済に与える影響ということでは非常に明快な御答弁をいただきましたし、私も非常に評価いたしております。

ただ問題は、今アベノミクスということで円も株価も非常に動いている状況ですから、市長は政権が発足して半年で評価するのは時期尚早だという考えをお示しになったのですけれども、私は一方では経済効果を期待しても、どうもその期待がいつ本当に具体的になるのだろうかというところが最近不安に思っています。

場合によって、国に対しても地方に経済効果が波及するような施策を求めていかなければならないのではないかと。そういう立場では、これをいつ小樽市として判断するのか、どのような状況になったら判断しようとしているのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

### ○（財政）財政課長

どの時点で市長が判断するのかということでございますけれども、まず一つ、財政部サイドの考えで申し上げますと、やはり地方に与える影響が特に大きいのは交付税だと考えております。景気動向がよくなればそれに合わせた形で、今回の骨太方針で示されている中では、国の歳出抑制に合わせて地方財政計画に上乘せされておりました歳出の特別枠を見直していくという話も出ております。それは直接的に、小樽市にとっては、一般財源の約半分を占めております地方交付税に与える影響が非常に大きい形になりますので、やはりそこに手をつけるような場合には大変な影響が出ます。市長からも答弁がございましたが、そこは地方の景気の動向や税収のあり方、今後どういう形になるのか、国に対してしっかり見極めていただきたいということは、引き続き市長会などを通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

### ○林下委員

補助率の削減などいろいろな部分で、私も市債の償還への影響ということが一番心配なのですけれども、市長に答弁していただいた内容については、学校給食センターだとか、市立奥沢保育所については国からの補助金がないということですからこれは除外いたしましても、手宮地区統合小学校の新築工事などということで、これはさきの定例会で既に可決された案件ですけれども、来年 5 月には合わせて 62 億 9,000 万円の市債を起すという御答弁をいただいています。

それで、これは工事の見積額と国からの補助基準額、そういうものが今後も変わらないという前提でこの試算が出てきたのだろうというふうに私は理解しているのですけれども、例えば新学校給食共同調理場や手宮地区統合小学校の新築工事の補助率についての基準はどうなっていますでしょうか。

### ○（教育）学校給食課長

学校給食センターにつきましては、学校施設環境改善交付金の対象となります。総工事費 24 億 4,300 万円に対し、補助対象となる額は 4 億 3,850 万円、補助の割合につきましては、本体と附帯設備が 3 分の 1、厨芥処理と排水処理施設が 2 分の 1 であり、交付金額は全体で 1 億 5,280 万円となっております。

### ○（教育）総務管理課長

手宮地区統合小学校の校舎改築工事に当たりましてですが、補助メニューは公立学校施設整備費国庫負担事業のメニューを使っております。対象面積は、校舎全体の 4,643 平方メートル全てが対象となっております、国の負担割合は 10 分の 5.5 となっております。校舎の総工費は予算で 11 億 1,700 万円で、国の負担額は約 4 億円となっております。

### ○林下委員

これが一応基準額ですから、あまり変わることはないというふうに私も期待しておりますが、臨時財政対策債、あるいは特例措置の打切りということが言われておりますけれども、その影響額はどのくらいになるのでしょうか。

### ○（財政）財政課長

初めに、骨太の方針で示されました特別枠の見直しについて説明させていただきますが、まず地方財政計画では、歳出の特別枠ということで地域経済基盤強化・雇用等対策費という形で約 1.5 兆円が計上されているところでございます。平成 24 年度で申し上げますと、このうちの半分、7,400 億円程度は地方交付税の臨時費目という形で地域経済・雇用対策費という項目で上げられているところです。残りの 7,600 億円につきましては、既存費目の単位費用に振り替えて積算されている状況でございます。

また、具体的にどういう形の見直しが見られるかというのはまだ示されておりませんので、影響額を示すのはなかなか難しいところですが、先ほど申しました臨時費目であります地域経済・雇用対策費で申し上げますと、基準財政需要額としては小樽市の分は 2 億 4,388 万円で積算されているところでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、24 年度の小樽市の発行可能額は 23 億 4,553 万円になっておりますが、これ

はもともと国が地方交付税という形で本来地方自治体に交付しなければならない部分が、国として全体の財源不足が生じるということで、国と地方が折半ルールに基づきまして地方も起債を発行しなさいということで示されている額でございますので、今回の歳出の特別枠の見直しの部分とは若干違うところがございます。ただ、地方財政計画における歳出の抑制という形がなされれば、財源不足と算定される金額が小さくなりますので、その場合には地方交付税と臨時財政対策債を合わせた部分、実質的な交付税という形が減額されることも想定されますので、そういう意味では影響があるというふうに考えております。

#### ○林下委員

今回の財政出動の額から見れば、非常に小さい額ですけれども、最近の何かエコノミストの解説やマスコミの報道によれば、非常に国の財政出動によって円安・株高の効果が出たけれども、その効果の約 6 割から 7 割が実は海外の機関投資家によって持っていかれていると。持っていかれているという表現は書いていなかったですけれども、結果的にはそういう状況になっていると。国内の投資家に恩恵があるのはほんのわずかだという解説もあります。そういうことが言われて、これで本当にこれから経済効果が出てくるのだろうか、相当財政出動した割には地方にまで経済効果が現れてくるのかというのは、この記事を読んで非常に疑問に感じているのですけれども、財政の担当者としてはどのようにお考えですか。

#### ○財政部長

先ほど財政課長からあったのですけれども、一つ言えるのは小樽市の税がどうなるかというのが気になることだと思います。先ほど地方財政計画のことが財政課長からありましたけれども、ここ一、二年、国では地方税が伸びるという試算をしております。結果的に小樽の場合どうなっているかということ、減少しているという部分があります。ですから、あくまでも骨太の方針の中で地方が活性化して地方税収を増やす、収入が増える、そういう状況を見て特別枠の解消をしていくとか、そういうふうにやっていただかないと、交付税は減る、市税は減る、そういうことになれば、当然に今の財政状況からいったらもたないということになります。本来であれば税収が減れば交付税は増えるというのが一般的な考え方なのですけれども、小樽市の場合は両方減っている状況にありますので、やはり地方に税収が増えるような形になってから特別枠の見直しとかをやっていただきたいと考えてございます。

最近の総務大臣の発言では、激変緩和とかもしなければならないという発言もありますが、それ以前の問題として税収が増えてからそういう措置をやっていただきたいと考えてございます。もう一つ日本再生戦略、そういうものによって地方の税収を増やすというふうに、これも骨太の方針で言うておりますけれども、やはり実態としてそういうのが現れてからやっていただかなければ、ますます都市と地方というか、税収が上がるところは恐らく潤うのでしょうけれども、そうでない北海道とか過疎地域、もともと税収をかける部分が少ないところには、影響というか、やはり税収が伸びるのは少ないのではないかと思います。だから、そういう状況を全部判断してからそういう対策というか、交付税の話、地方財政計画の話をやっていただきたいと考えております。

#### ○林下委員

まさに今御答弁いただいたことが私も一番懸念をしていたところで、例えば今回の G 8 でも、我が国の財政の健全化というものが、結構新聞によっては大きく扱っているところと小さく扱っているところがあり、かなり差があるのですけれども、そのことが圧力として加わってくると、国としてもまたいろいろな形で地方にも何かしわ寄せが来るのではないかなと、記事を見ていて思っているようなところもあります。

特に今回の骨太の方針で、地方自治体の取組というか、いろいろなものを見ながら、それを査定して交付税額を決めるということを言っているようですが、これについてはどのようなことがイメージされているのか。どうも私は、国にそのような査定をする資格があるのかなというぐらいの不信感を持っているのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

## ○（財政）財政課長

国による一定の指標を設けて、それで配分を変えていくという情報なども今はございますけれども、市長から答弁させていただきましており、まだ詳細は決まっておらず、どういう指標で算定されていくのかというのはまだ見えてきていないところがございます。ただ、今、報道などで出ているところによりますと、行革の努力、経済的に頑張っているという指標については、事業所数や出荷額ということを指標にするのではないかとというように言われております。

ただ、私たちが思うところでは、例えば行革の努力というのは自分たちで努力すればいい形ですから、それなりものを出していけるかもしれませんが、事業所数などというのは、都市の構造や業態によって変わってくると思うのです。例えば人口が減っていくような地区であれば、いくら地方が頑張ったとしても自然淘汰されて減っていく事業所数というものもあると思いますので、そういうことを防ぐために地方として努力していかなければならない形でやっておりますけれども、そういうところを単純に数値で表したときに、本当に重点配分という形でやっていただけるのか、そういうところは私たちとしては懸念がありますので、そういうことのないように、本来持っている交付税という性質がゆがむようなことのないようにしていただきたいというふうには考えております。

## ○林下委員

恐らくは慎重に今後の国の推移や取組を見守っている段階だと思うのですが、ぜひ手遅れにならないように市長も全国市長会などでも訴えてもらえればと思います。

## ◎原発の再稼働について

次に、原発の再稼働の関係ですが、市長からは送電網の整備がされていない現状では、今全ての電力を再生可能エネルギーに切り替えることは難しいと、こういう御判断だということで、私もそれは現状からはやはり正しい判断なのかなというふうに思います。

ただ、これは若干私の持論もあると思うのですが、今、送電網の整備や発送電の分離など、国もいろいろ言っていますけれども、そうしたら現状のそれを誰がやるのかといたら、現状では電力会社にはやる力がないだろうし、国も今、送電網の整備に金をかけて大幅な自由化に動くということは、全然見えていない状態です。これから再稼働に向けてそちらを優先していくから、送電網の整備をもしやるとしても相当時間がかかるだろうと思っていますし、恐らく整備はできないだろう、あるいはしないだろうというふうに考えた場合、今の状況で、いつ自然エネルギーの活用できる状況ができるのだろうかというふうに考えた場合、今の情勢では非常に難しいだろうなというふうに思います。

私は、再質問でも少し質問したのですが、歴史的に今まで規制緩和や国営企業の民営化など、そういうことは歴代の政権が力を入れてやってきました。御承知のように、NTTは通信回線を民間に利用させて通信は既にすごくたくさんの方ができて、非常に競争も激しくなったし、サービスもよくなった。国鉄もJRになって、今や1枚のカードで日本中の電車が乗れる、あるいは各社間が競争して乗り入れていくとか、非常に利用者にとっての利便性やサービス、あるいは運賃というものは物すごく向上したと思います。実は長期債務の問題など、課題として残されたものはあるのですが、そういう面では非常に競争ができたことによって業界がすごく変わったと思います。

ところが一方では、長期債務の問題、あるいは賃金が低下するなど、実はいろいろな副作用があるのだけれども、一般的に国民に向けたサービスは非常に改善したし、料金の面でもよくなったということが言えると思うのです。しかし、これに電力を当てはめると、どう考えても全く自由競争を阻止するというか、阻むというような形の規制が現在行われていて、例えば原発にしても膨大な設備をつくって、田舎から大都市消費地に向けて送電網を整備しなければならない。それは原発の特性としてどうしようもないことだったと思いますけれども、コスト面から考えると非常に無駄なことをやってきた、やらせてきたというふうなふうに思えてならないわけです。

ところがそういうことに対して、どうも全然メスを入れようとしていない。本当に国民のために安い電力を供給



する、あるいは競争を持ち込んでサービスの競争をさせる、あるいは自然エネルギーの活用のために送電網を整備する。なぜできないのか、いろいろな規制があってやりたくてもできないという状況です。私はそこが一番問題だと思うのですけれども、どうしてこのことが進められないのか、そういうことを現状ではどう認識されているのかというふうに思うのです。その点についてお考えがあれば、お示し願いたいと思います。

#### ○委員長

林下委員に申し上げますけれども、国のエネルギー政策にかかわるような質問をされても、理事者側はなかなか答えられないと思うので、もう少し地方自治体に合った質問の仕方をしていただければと思います。

#### ○林下委員

地方自治体でできることといえば、今できるのは、例えば民間企業と共同して送電網でもスマートグリッド方式とかいろいろと言われているのですけれども、そういうことも可能だと私は思ったものですから、今の質問をいたしました。やはり競争原理を働かせれば、いろいろな問題が必ず解決できるだろうというふうに思います。

そこで、私は今、小樽市にもしできることがあるとすれば、道とも協力して、もちろん自然エネルギーの活用に向けたいろいろな条件整備として、自然エネルギー特区みたいなものがないかと。道と協力すれば何とかそのようなことが可能ではないかと思うのです。そうすることによって、1億キロワットもあると言われている自然エネルギーの財産が、何とかいろいろな形で日本経済、北海道の自立に役立つのではないかという発想で質問いたしました。もしお答えができるとすれば、お願したいと思います。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

自治体で何ができるかということでございますけれども、林下委員がおっしゃるように、競争原理によりまして電気料金が下がることになると、利用者側にとっては大変ありがたいことでございますけれども、一方で安定供給ができるのかという課題も大きな問題の一つにあるというふうに思っております。

先ほど林下委員のおっしゃった特区についても、基本的にはある一定の地域において法の規制緩和を行っていくというものでございますので、電力供給をかけられている一部の地域だけでその辺を行っていくのはなかなか難しいのかと思っております。

ただ、今、国会において電気事業法の改正案が審議されておまして、電力の小売の自由化とか発送電の分離の時期というのがその中で盛り込まれておまして、利用者が電力会社を自由に選択できるようにする動きがようやくできたところでございます。ですから、その辺の動向を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○林下委員

例えば電力の自由化がいろいろと議論されていることは理解しているのですけれども、ただ、一般の家庭向けみたいな部分ではほとんど議論されていない、できないという状況だと思うのです。諸外国から見ても、なかなかその分野に到達するには相当時間がかかるだろうなというふうに思うわけです。ですから、そういうエネルギー特区みたいなものももし可能だとすれば検討できないかと。逆に言えば、できない障壁には、どのようなものがあるのかというのが私の考えなのですけれども、どうでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

再生可能エネルギーを進めていく上での特区ということであれば、規制緩和という面ではいろいろな方法があるかと思うのですけれども、それによって電気料金を下げるとなると、また別な話だと思うのです。ですから、先ほども申し上げたように、今、国会で審議中でございますので、それについては注視していきたいというふうに考えてございます。

#### ○林下委員

非常にすごく突拍子もない話をしているのかなと思うのですけれども、ただ、やはり今は本当に小樽市も北海道も経済的とかいろいろな面で自立できる、これが一つの大きなチャンスかなと。だから、そういうものを活用して

何とか、逆に言えば、北海道が自然エネルギーで得た余剰電力を本州に売れば、いろいろな意味での経済効果も出てくるだろうし、高橋知事も非常に自然エネルギーの活用については積極的に発言されているということで、小樽市には道の出身の偉い方もいますので、ぜひそういうコネクションを利用してやってもらえたらなというふうに思います。こういう規制緩和というのは、非常にいろいろな抵抗があることを私自身も体験上理解していますし、私も実は長いこと抵抗勢力だと大分虐げられてきましたからわかるのですけれども、何となくこういう危機を乗り越えるためには、そういう抵抗もしっかり押しのけていかなければなかなか難しいなというふうに思います。このようなことがもし実現できれば、恐らくこういう発想というのはまだ新聞にもどこのマスコミでも取り上げられておりませんから、きっと自治体の判断としては評価されるのではないかと。少なくとも大阪市の橋下市長以上に話題性はあるのではないかなと思いますので、ぜひ積極的に検討していただきますようお願いをいたしまして、終わります。

**○委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

**○吹田委員**

**◎公共工事について**

代表質問の中で質問した公共工事についてですが、本日、資料要求させていただきました平成14年度から24年度までの1億円以上の工事についての設計価格と落札価格の一覧について、簡単に説明をお願いしたいと思います。

**○（財政）契約管財課長**

資料は、平成14年度から24年度の設計金額が1億円以上の工事について、設計工事金額と予定価格、税抜きになります。それに対する落札金額と落札率です。建築、清掃、内装、電気、管、それぞれごらんのとおりの落札率となっております。93パーセント、94パーセント、95パーセント、おおむねその程度の落札率で推移してきていると感じられます。

**○吹田委員**

こういう形で一覧に見せていただきましたら、高いものは98パーセントから97パーセントくらいの形ということは、予定額に限りなく近いという感じになっているということで、私もここまでなっているのかなと思って、今改めてびっくりしました。

まずお聞きしたいのは、建設工事で市の場合は、分離とか分割という発注をすることになっているのですけれども、これはどのくらいの金額をめどにしてこういうのをやられているのか。また、全てそういうことにすることについてはいかがでしょうか。

**○（財政）契約管財課長**

発注の基本としましては、市内業者の受注の確保と受注の拡大という観点から、建築関係の工事においては金額的な目安はあまりないと思うのですが、一般的に建物を建てる場合は、建築本体、電気、管、外構工事、そういうものを分離して地元発注していこうというのを基本としております。

**○吹田委員**

そうしますと、現在いろいろな工事で進行しているものもあるのですが、考え方としては、それら全部を分割発注、分離分割ということでやっていらっしゃるのでしょうか。

**○（財政）契約管財課長**

契約管財課扱いの500万円以上の工事につきましての建築工事については、私の記憶ですけれども、そのほとんどが、全部と言っていいほど分離発注をしております。

### ○吹田委員

私は、今回、奥沢保育所と学校給食センターの関係で質問させていただいたのですが、この中で内容的になかなか理解できないのが、直接工事費というのがあって、その次に、共通費というのが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などあるのですけれども、これは各内容によって中身も違うと思うのです。例えば、電気、機械、それから本体とあるのですけれども、これについて例えば奥沢保育所の場合はこの内容について何を基準にしてそういう形のものができるのか。

この共通費について、業者など、ほかの方にいろいろ聞くと、これは積み上げ方式であって、積算方式は絶対安くなる方法だということを言っているのですけれども、小樽市ではその辺についてどのような形でこの数字をつくらせていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

### ○（建設）建築住宅課長

奥沢保育所に関して、共通仮設費と現場管理費、一般管理費といったものはどういったものかという御質問ですが、共通仮設費に関しましては、各種工事に共通の仮設に要する費用で、工事を進める上で必要となる総合的な仮設経費全般をいまして、具体的に主なものとしましては、仮囲い、仮設道路、仮設電力費、仮設用水施設費などがございます。現場管理費は工事施工に際しまして、工事現場を管理・運営するために必要な費用として、具体的に主なものとしましては、現場における労務管理費、租税公課、従業員給料手当、保険料、福利厚生費、事務用品費、通信交通費などがございます。一般管理費は工事施工に当たる受注者が継続して企業活動をするために必要な費用で、具体的に主なものとしましては、本店及び支店における従業員給料手当、福祉厚生費、事務用品費、広告宣伝費、保険料などがございます。

次に、これらの算定方式についてですが、まず共通仮設費に関しましては、北海道も同様ですけれども、国土交通省が監修している公共建築工事積算基準に基づいて算出しております。共通仮設費に関しては、費用を積み上げにより算出するものと、過去の実績に基づく直接工事費に対する比率によって費用を出して、それらを合わせて算出しております。現場管理費については、過去の実績に基づく純工事費に対する比率により算定しております。一般管理費は、工事原価、純工事費と現場管理費を合わせたものですが、それらに対する比率により算定しております。

また、積み上げによって算出するという話が出たのですけれども、現場管理費に関しましては、先ほどの公共建築工事積算基準によりますと、費用を積み上げにより算出するか、あるいは過去の実績によります比率によって算出するか、どちらかということですので、費用の項目が非常に多く積み上げによるものが困難ということで比率により算定しております。一般管理費に関しましては、同基準によりますと、工事原価に対する比率により算定ということなので、そのとおり算出しております。

### ○吹田委員

これは国が示しているものかもわかりませんが、一般管理費については、その企業の売上、利益に相当するものだという感じの言い方をしているのですけれども、このあたりはそういうことで市がこういうものについてはこれだけの利益を上げますという感じで計算していると考えてよろしいのですか。

### ○（建設）建築住宅課長

一般管理費については、先ほど申しましたように、本店及び支店における従業員の給料手当や福利厚生費や事務用品ということで、会社を維持していくための必要な経費ということで考えております。

### ○吹田委員

例えば、電気工事だけの工事で、準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力などがあり、動力というか電気代は工事なのでかかるとは思いますけれども、屋外整理清掃などは全く関係ない感じがするのです、私は。

（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)

電気工事というのは内部の工事です、基本的には、確かに電気の入ってくるのはありますけれども、仮設何とかという状況ではないような感じがするので、そういうものについても計算上そういう計算をしているのかどうか、そこから辺のところは実態的なものとして見ていらっしゃるのかどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(建設) 建築住宅課長

先ほど例として挙げましたのは、建築、電気、機械、設備、全てに関してということで挙げたものです。それで、それら全てが対象となるのですけれども、実際の現場においてそれら全てが適用になっているというわけではございませんので御理解をお願いいたします。

○吹田委員

こういう中では労務費なども、当然、現場管理や一般管理費の中にも入っているのですけれども、最近労務費が何か上がっているという話が出ていますので、新単価で何とかということですが、市では今、小樽の建設関係のところでは働いている方の給料が上がったという話を聞いたことはありますか。

○(財政) 契約管財課長

個別の会社にヒアリング等はやってございません。ただ、このたび労務単価が上がった資料の中では、全国平均で15.1パーセント上がっている中で、北海道は17.1パーセントということで、北海道全体の単価の上がり率は把握しております。

○吹田委員

ということは、小樽の建設にかかわっている人たちの給料も最低10パーセントぐらいは上がっていると考えてよろしいですね。

○(財政) 契約管財課長

小樽市内の建設業者の上がり率については把握しておりません。

○吹田委員

少し話が飛びますが、少し前に、建築の仕事をしている現場の年配の方とたまたま話をしたら、除雪の関係もやっているという話になりまして、その方が自分は午前3時から午後3時まで働いているけれども、時間外というものももらったことがないという話をしていたのです。その方がうそを言っている気がしないので、問題は除雪でそういう仕事をお願いしている担当があると思うのですが、そういう中では、仕事をした者に対してきちんとした何かとするという感じの会社を選んでやってもらっているかどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(建設) 雪対策課長

除雪関係の業者の選択につきましては、必要な機械の台数や労務がいるというのを把握しながら業者を選定しておりますので、適切にできるということで除雪担当者としては判断しております。

○吹田委員

私は、公共工事については、そこで働く人にそれなりのものがきちんと行くのが大前提であるということや常々思っているのですけれども、それが適切なものであるかどうかということが大事だと思うのです。ただ、そういう形で普通の労務管理でないようなやり方というのは、私は看過できないので、そういうものについては市で把握するとか、それからそういうものときちんと見ておくとか、そういうものについては皆さんのほうでは何を考えていらっしゃるのかと思うのだけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副市長

答える部署がないものですから私から答弁しますが、公契約条例のことを言われているのかと思います。うちは公契約条例をつくっておりませんが、あくまでも委託するまでの事業者の押さえはしておりますが、その後事業所がどのような賃金体系なのか、勤務体系なのかというのは、事業所で責任を持ってやっていただきたいと

思っておりますので、その辺は把握してございません。

**○吹田委員**

私は、こういうことについても、どなたがこういう話をするかという、やはりお願いする側がきちんとお願いしなければ物事が動かない気がするのです。後で職員給与についての質問をしますが、どこかがきちんとやっておかないとそういうものに金額をつけないという形になりますので、ぜひそういう関係のものについては、今回を機に、また冬になりますから、これからやる場合にはそういうことも必要だということを伝えていただきたいと思えます。

それで、先日、市長から答弁をいただきまして、市から出す仕様書について、設計図書への内容をもっと詳細にということについては、記載内容を検討したいということで御答弁をいただきました。

問題は、入札決定者に工事費の明細の内訳の提出を求めることについては、「本市では工事の着手時に内訳書の提出を求めています、詳細な内訳の作成は業者の事務の負担につながるということもあり、今後も他都市の取扱いなどを研究していきたい」という答弁でしたが、一般的には積算してから入札に臨むわけですよね。積算しないで入札に臨んで、そして後からこうやって一生懸命やるために大変なことになるというイメージの答弁のような気がするのですが、前にも言いましたけれども、札幌市などは、入札が決定したその日にこの細かなものを出して、それを全部担当者がチェックしてオーケーして契約となるのです。その日に出なかった場合は、失格となるというようになっているのです。ここについては、きちんと計算してやっているのですから、出てくるのが当たり前で、後でとか、契約の段階でも出てこない、実際の着手時でなければ出てこないというやり方を小樽市はしているのですが、これは何かちょっと違うのではないかと思うのですけれども、この辺はどういう形の正当性があると考えますか。

**○（財政）契約管財課長**

札幌市の場合の詳細な内訳書がどの程度詳細なものかは承知しておりませんが、基本的に入札に対応する価格においては、業者にとっても最終決定的な金額ではないケースもあり得ます。落札して下請業者を探して下請業者と幾らでやるか、資材の購入についても決定になったから幾らで買うというような要素もあり得るとは思っております。ですから、札幌市の方式も一つのやり方ではありますが、契約時に詳細なものを求めるといってもちょっと小樽市レベルでは難しいものもあるのかとは考えております。

内訳書をなぜ提出させるのかという目的ですが、基本は業者の積算能力を高める、談合をしないでみずから積算した証拠を出させるという目的もあると聞いていますので、いずれにしてもいろいろな方法がありますので、小樽市も常に他都市の状況等を研究しながら、考えていっている状態でございます。

**○吹田委員**

その問題はちょっとまたあれですけども、一つに本市の場合は、入札が終わった後に積算内訳表を公表しておりますが、この公表はいつの時点で一般の方々に公表されているのでしょうか。例えば、入札決定の翌日に出すのか、1か月後に出すのか、それとも工事業者にこういう内容を出してもらった後に公表するのか、この辺のところはいかがでしょうか。

**○（財政）契約管財課長**

契約締結後に公表しております。

**○吹田委員**

契約締結後ということは、工事着手ではなく、もっと前ですよ。工事着手でないときということは、業者からの数字は正確に出ていないときですよ。これはそういう関係の入札を落とした業者も見られる機会があると思うのです。その辺についてはどのような形になっているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

落札業者も閲覧することはできます。

○吹田委員

こういう積算については、市がつくったものですからそんなに間違いがあるということはないと思うのですけれども、でも一つ一つの業者については予見を与えるような感じがすると思うのですけれども、例えば数字がこうだったからちょっとこっちはまずいのかとか、私は思うのですけれども、そういう形の心配はしていなかったのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

勉強している業者の方は、入札に応じて自分の会社の数字がかけ離れていたケースとか、そういう意味で工事の結果を見て点検して、何が違ったのかということとをされる一つの手段にはなっているかと思えます。その予見というのはちょっとわかりませんが、工事価格が公表されているジャンルもありますし、そういうもので業者の方は勉強して、次の工事における積算の適正化を進める手段という形で公表しております。

○吹田委員

今の答弁を聞いて、ああ、そうかと思うのですけれども、落札した業者がこれを見て、自分の積算と違ったときはこれが違うのだと、内容をもう少し何とかしなければだめだということで考えることもあるということですね、今のお話を聞いたら。だから、私は、積算したものをきちんともらって、その人はその人で積算したわけですから、それが適切かどうかを市がチェックするのが基本であって、だから契約する前に出してもらいたいと言ったのです。だけれども今のお話だと、出す側が市の積算を見て適切か確認してやるのだというような言い方をしたような気がするのだけれども、それは私の見方が正しいですか。

○（財政）契約管財課長

私が言ったのは、あくまでも当該工事でだめだったら、では違う工事ではどうなのだろうという物の見方の勉強の一つにはそれを適用できるだろうと。落札業者としましては、市が提示した内訳書の数字でなければだめだということは一切言っていない。あくまでも応札金額に合った内訳であれば、中身の数字が市と乖離していてもそれは問題ないことであって、それは会社としての判断で出してもらう書類ということで行っております。

○吹田委員

この内訳書をつけているということは、その中を変えたらだめなのですよ。それとも、今、変えてもいいというような言い方をしましたか。

だから、提案方式がということを私は言いましたが、こういうやり方よりもこういう形でやったら金額が安くなるということとやるのがいいのではないかと言ったのです。今までの私の捉え方としては、ここに出てきているものについて、これをやるのだということを条件にした請負契約だと。請負契約というのはそういうことだと、こういう形の言い方をされていると私は思っているのです。ですから、金額がどうであれ何であれ請負なのだから、ここに書いてあることについては必ずそうやって、それを確認して検収させるという形で言われてきたと私は考えているのです。だけれども、今のお話を聞いたら、そういう形でもないような、妙な言い方をされたような気がするのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

中身を変えたというのではなくて、数字が市で提示した数字と違っててもそれは問題がないということです。

○吹田委員

私は今回、設計図書の内容をきちんと計算する、積算のためのももとの基礎的なものをきちんと伝えてあげて、そしてそれをどのように皆さんで、さまざまなものについて、例えば入札の場合は大体三つぐらいのところから見積りをとって数字をつくりなさいという言い方をしているという話もあるのですけれども、そういう形でできるよ

うにすれば、非常にこれは効率よく物ができると思っています。やはり今の話ですと、私は入札で出した数字が、後で中身を変えなければならないような数字ということは、普通は想定できないですよ。先ほどおっしゃったように、後でやっていったら、何か中身が違ってあれだから、それを变更后最終的に着手のときに出すのだと。だけれども、数字を出すものが変わってもいいような数字なんて普通は出しませんでしょう、普通はそうだと思いますよ、私なら。それは積算してあるからです。積算というのは、適当に、あなたのところは幾らで、あなたのところが幾らだと、そうかわかったと書いてやれるようなものではないですよ。勝負なので。自分の企業の命がかかっているわけですから。それを考えたら、こういった内訳書というのは、積算して見積りを出したときに出ているのが当たり前な話だと思うのですが、今のお話ではそういうのはそもそもしっかりしていないと。しっかりしていないけれども、入札できますと。なおかつ、何社もの方がそのようにやりますから、そうしたらどこが合っているかわからないという感じになってしまって、そんなことはないですよ。皆さんそれなりに積算して、その数字をつくって勝負していると考えているのですけれども、その辺の見方としてはそういう形で見えていいのですか。入札で出てきたときにはそんなに正確なものでないのです、アバウトなもので勝負していますという形でやっているのだということに理解してよろしいのですか。

#### ○（財政）契約管財課長

アバウトなものでいいということは、我々は決してそういうことは言えないと思います。会社としてどういう戦略で見積りをつくるのか、積算基準に基づいて、この工事ならこのぐらいで応札しても利益も出るだろうという数字を会社でつくらなければならない。積算基準の仕様なりそういうものは設計図書で示していますので、その中で会社としてはアバウトであってはいけないと思います。ただ、その数字が絶対ではなく、それこそ下請によって数字が変わるケースもございますし、まだ定まっていないようなケースもあると思うのです。だから、それを契約時に詳細なものまで全部出さないと契約しないというものは、札幌市がどういうやり方をされているのかはわかりませんが、その辺は今後研究していかなければならない部分ですが、一概にいい悪いということは、今この場では判断できない状態です。

#### ○吹田委員

札幌市では、契約の段階で出してほしいとは言っていないのです、落札が決まったその日に出してもらって、そのものは変えられないと言っているのです、数字の中身は。それが普通ですよ。そんなことは当たり前です。我々は自分たちが担当していたらそうなると思うのです。だから、やはりそういう面では、きちんとした形で皆さんが入札に参加している。そして、きちんとした形でそういうものが出せる。これはすごく大事なことで、信頼性の問題です。だから、そういうことをやるのが企業を強くすることでもあるし、より技術力を高めることでもあるし、私はそういう形でなければよくないと思います。だから、これについては、やはり市の全体の公共工事についての基本的なスタンスがどうなのかと思っているのですけれども、そういう形でやってもらわないと信頼性が生まれません。なおかつ、非常に高い金額で落ちています。予定価格を出さなければ、こんなことにはならないような感じがします。予定価格が出ないときにはもっと高かったという話がある担当者がしていましたけれども、基本的にそのようなことは、通常はないと考えます。そうするともう少し数字がばらけると思うのです。もう一つ最後に聞きたいと思ったのは、国は最低制限価格と調査基準価格というのは通常地方では数字を出している。ただ、それを出さないようにという文書を出してあるのです。それは数字が出ているから出さないようにと言っていると。小樽市の場合は、私たちがもらうときは最低制限価格も全部書いてもらったのだけれども、小樽市ではこれを出していないということなのですが、本当に出していないのですか。これだけは確認しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（財政）契約管財課長

本当に出していません。数字は事後に公表しております。

○吹田委員

本日はそれを聞きましたので、今後こういうのが崩れた場合はちょっと問題があると思いますけれども、崩れないように期待したいと思います。

◎市職員の給与について

次に、代表質問でも聞きましたけれども、市の職員の給与についてお聞きします。本日の新聞で何かで理事者側と組合との話がつかなくて、次に進まないということになったのですけれども、このことについて市としては今後どのような形で取り組む予定なのでしょうか。

○（総務）職員課長

今後の市の取組ですけれども、組合からは、これまで市が行っている独自削減に協力してきたと。今回の提案については、市の財政状況によるものではなく国の要請を受けたものであるということで、組合として現状では受けられないという話を受けて、私どもとしては給与の独自削減の今までの職員の協力、また今後の財政状況による独自削減の協力依頼を考えると、職員組合の労使関係の確認がなければ、先に進めないと考えまして、7月実施というのは見送っております。今後につきましては、国の状況等を見まして、交渉は継続していきたいと考えております。

○吹田委員

正規職員と臨時職員、嘱託員、平成15年、20年、25年の人数を言っていただけますか。

○（総務）職員課長

それぞれ4月1日現在の数字ですけれども、平成15年4月1日につきましては、正職員が2,120人、臨時・嘱託職員が849人、合計で2,969人、20年4月1日は正職員が1,886人、臨時・嘱託職員が715人、合計で2,601人、25年4月1日は正職員が1,733人、臨時・嘱託職員が734人、合計で2,467人となっています。

○吹田委員

私がいつも思うのは、地方公務員の給与を下げる時は何をやっているかという、多くは国が交付金を出さないから下げろというような言い方をして動いているというのが現実でございまして、やはり今回のものについても、国の全体が動くことになっているものについては、行政の長がそこは配慮して動くのが基本かと。だから、これは一市の中で利益団体が双方のものがやってやるということではないのかなと考えております。この辺はぜひ私はそういう形のものが必要かと思えます。

それともう一つ問題は、今数字を聞きましたが、嘱託員や臨時職員が全体の約3割いらっしゃるのです。この方の給料というのは大体で年間で200万円いかない人たちです。確かに、世間の百二、三十万円の人とはまたわけが違うかもしれないけれども、この程度の形で同じような仕事をされている。私はやはりこの辺のものについても、こういう皆さんの給料の交渉の段階でこういう形の方へも配慮をいただきながら全体の給料を決めるというのが大事だと考えています。この辺のところはこれからますますリスクが増えていくだろうと思っているのです。恐らく10年後にはこれが4割になってしまうかもしれません、全体が減るので分母が減りますから。だから、そういう面では、やはりこの部分についてもしっかりとしたそういう対応が必要かと思うのです。やはり非常に豊かな生活をされている方と、そのすぐ隣で一緒に仕事している人にそうでない人がいるというのはあまりによくありません。確かに競争の社会であれば、すばらしい利益を稼ぐ会社と全然もうからなくてボーナスも入らない会社がある。これは競争だからやむを得ません。ですが、ここは競争の社会ではないから、やはりそういうことがきちんとされるのが大事だと思います。

だから、私は、こういう臨時・嘱託職員という方々の給与も考えながら、全体の皆さんの給与の労使交渉をしていただくのが大事かと考えています。この辺について、どなたがこれについて考えていらっしゃるかはわからないですけれども、この辺についてどのような御見解を持っていらっしゃるのか。これからはどんどん人口が減ります。



これはもう今のやり方では絶対に減るのは間違いないですから、そうしたら職員の人数も、当然、必要なくなる。だけれども、絶対に必要な地域のサービスが増えてくるという世界ですから、どうしても財源をどちらに分けるかということになりますから、そういう面ではそういうことも含めて職員の処遇が決まってくると考えます。ぜひこの辺について何か皆さんのほうで今後いい展開を考えていらっしゃるのなら、ひとつ御答弁をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○総務部長**

2点の御質問があったかと思えますけれども、まずは、今回の国からの要請にはきちんと応えるべきではなかったのかというお尋ねかと思えます。私どもといたしましても、国からの要請が1月ごろにあったわけですが、それに応えるべく準備をしまいましたが、一方ではやはり10年以上にわたって独自削減を続けてきております。これはやはり職員組合あるいは職員の協力があって独自削減が実現できてきて、これが市の財政にも一定程度寄与してきたということは、それはそれで一定程度私どもとしては重く受け止めております。ですから、私どもといたしましては、組合交渉を2度やりましたけれども、そういったこれまでの努力を考慮いたしまして、あくまでも労使で合意をした上で進めていくのが適切ではないかという判断をさせていただきました。

先ほど職員課長からも話がありましたけれども、これで終わりということではございませんので、国からの要請もありますので、今後、国の動向も見ながら、引き続き組合とは交渉を継続していきたいと考えているところでございます。

もう一つは、職員数の比較ということで、臨時職員と嘱託員のことで、おっしゃるとおり約3割を占めている状況にございまして、大体同じような形で推移してきているところでございます。臨時職員や嘱託職員につきましても、きちんとした形で、交渉を通じて報酬といいますか、給与は決定をさせてきていただいておりますけれども、私どもといたしましては、社会経済情勢などをきちんと分析した上で決定をさせてきていただいておりますし、他市の状況なども精査しながら、決めさせていただいているということでございますが、一定程度の割合を占めているということではございますけれども、このあり方については今後も適正に努めていきたいと思っているところでございます。

**○吹田委員**

今、総務部長から嘱託員や臨時職員の方々も交渉をしているという答弁をされたのですけれども、どちらかに代表の方がいて交渉をしているのでしょうか。これについて最後に聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長**

正式な名前は失念いたしましたけれども、職連協という団体がございまして、そちらときちんとした交渉を、年に何回か要望もありますので、それに応えるような形でさまざまな要求にどう応えていくかという交渉の場を持って決めさせていただいているということです。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。